

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 3月13日 開会 9時57分 閉会 15時19分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

| | | | |
|------|------|------|------|
| 河合建志 | 坊野公治 | 三輪順治 | 大鳴二郎 |
| 川上武徳 | 宮地俊則 | 森本典夫 | 乗藤俊紀 |

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 井口 勇

(2) 委員外議員

(3) 説明員

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 副市長 | 三宅生一 | 総務部長 | 長野隆 |
| 総務部次長 | 佐藤文則 | 会計管理者 | 鳥越寿 |
| 監査委員事務局長 | 岡田豊作 | 病院事務部長 | 北村宗則 |
| 秘書広報課長 | 妹尾光朗 | 企画課長 | 大舌勲 |
| 財政課長 | 三宅道雄 | 税務課長 | 小田義晴 |
| 総務部検査参事 | 葛間一樹 | 芳井支所長 | 笹井洋 |
| 美星支所長 | 小出堅治 | 消防団参事 | 長川行雄 |
| 介護保険課長 | 中原康夫 | 病院事務部庶務課長 | 猪原忠教 |
| 総務課長補佐 | 山下浩道 | 企画課長補佐 | 佐藤和也 |
| 企画課情報管理係長 | 岡本健治 | 財政課財政係長 | 久安伸明 |
| 教育長 | 片山正樹 | 教育次長 | 福島博史 |
| 学校教育課長 | 山部英之 | 学校教育課参事 | 川上吉弘 |
| 生涯学習課長 | 山田正人 | 生涯学習課参事 | 綾仁一哉 |
| 文化課長 | 藤井護 | スポーツ課長 | 三宅孝一 |
| 図書館長 | 山室日出夫 | 学校給食センター所長 | 安原治信 |
| 市立高校事務長 | 大元邦彦 | 庶務課長補佐 | 藤井清志 |

(5) 事務局職員

| | | | |
|------|-----|-------|------|
| 事務局長 | 初崎勲 | 事務局次長 | 渡辺聡司 |
|------|-----|-------|------|

6. 傍聴者

- (1) 議員 藤原浩司、上野安是、簀戸利昭、馬越宏芳、水野忠範、佐藤 豊
鳥越孝太郎、川上 泉、藤原清和、藤原正己
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（河合建志君） おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

やよい3月であります。まだまだ寒い日が続いております。そういう中で、週末には彼岸の入りということでありまして、寒さもきょうぐらいまでで、だんだん暖かくなるというような予報も聞いているところであります。

さて、きのうでありましたが、ビッグニュースが入ってまいりました。我が興譲館高校の出身の重友梨佐選手が、今度のロンドンオリンピックの女子マラソンの代表ということで選出をされました。非常にすばらしいなということと、あわせまして多くの関係者の方にもお祝いを申し上げたい。とりわけ、さきに亡くなられましたが、志多木元市議のほうには、非常にお骨折りをいただいて今日に至っているなという気もいたしているところであります。

それから、皆様方、議会改革をずっとされてきているということで、先般1月31日でしたか、早稲田のマニフェスト研究会の中村先生からでありましたが、議会の改革度ランキングが504位の昨年から41位ということで、県下トップということであります。これにつきましては、私どもとしても非常に誇りでもありますし、敬意を表したいというふうにも思っているところであります。

さて、この土日などでありまして、昨年の3月11日、東日本の震災においてですが、非常に厳しい状況を、また映像をまた目の当たりにしたところでもあります。現在の段階といえますか、死者、行方不明者が1万9,009人というふう聞いております。また、被災されて避難生活を送られている方が、34万4,000人にまだ上っているということであります。一日も早い復興を願ってやまないところでもあります。

さて、私のほうに非常に不祥事がございました。田中美術館に、現在小谷展を、特別展をやっているところでありますが、皆様方ご承知のとおり盗難事件に遭っております。一日も早い事件の解決が望まれ、私どももそれに協力をするという立場であります。あつてはならないこういった事件を起こしております。このことについては、深く陳謝したいというふ

うにも思っているところであります。

さて、本日は総務文教委員会を開催いただきまして、皆様方には多用の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会に付託されております事案につきましては、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げたいというふうにも思っております。

なお、お手元のほうに配付させていただいております定例会の報告事項でございますが、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひしたいとも思っております。

長くなりましたが、開会に当たりましての私のほうのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

教育長（片山正樹君） 皆さん、おはようございます。

副市長さんあるいは議長さんのほうから明るい話題を提供いただきましたが、ありがとうございます。それのお話に水を差すようなことでございますが、先日2月19日の田中賞の特別記念展で美術館の不祥事が起きましたことを、この場をかりておわび申し上げたいと思います。

1カ月余りたちましたけども、依然として犯人等のめども立っていないということで、もう会期あと一週間ということになりましたけども、本当に関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしております。美術館におきましては、管理体制等を改めまして、そういったことが二度と起きないようにということで、今こんなことに臨んでおります。今後とも委員の皆様ほか、皆様にご理解とご支援をいただくということをお願いしまして、私のほうからおわびの言葉とさせていただきます。本当にご迷惑をおかけいたしました。

〈議案第21号 井原市職員定数条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） 本件につきましては、特に企業職員にかかわりましては、本会議の中で、115名の定数増に対する考え方をお聞きしました。これは、具体的にはもう申しませんが、ドクターを中心に医療関係者の増員定数を図り、今後の医療の体制整備に努めるということで、医療の役割も言われました。

そこで、それはそれとして、市長事務部局の補助機関が319人が274人と、45人減ぜられると、こういう今回の条例提案なんですけど、1つお伺ひしたいのは、これ私も行革の

中で人を減らすことについては、全面的には賛成ではないんですが、職員の大幅な削減というのは市民サービスの維持にも大変影響を及ぼすということで、できるだけ食いとめていければなあという気持ちはありますが、しかし厳しいこういう経済環境もありますけども、井原市のご努力によって、現在では1万人当たりの職員数が、類似都市87団体で、下位から8番目、10番目ということで、大変努力されております。

したがって、今後業務の民間委託とか、あるいは地域での協働ですね、これを図られるんですが、今回ご提案の45人というのは、余りにも大き過ぎる削減幅だという認識はしておりますんでね。この行革プランの第5期におきましての、26年度を目標としたものではないわけなんですけれども、考え方として、例えばこれは病院にも言えることなんですけども、この定数減についての基本的な目標、ランディングの、要するにいつごろまでに形として、どういうふうな形でやりたい、正規の職員が減ることによって権限移譲とか、いわゆる地方分権の形で仕事がどんどんおりてくる、責任も重くなる。

しかしながら、臨時職員や嘱託職員の雇用も、むさんこにはふやさせれないと思います。井原市の行政事務をみんなが守っていくために、この件については、全体的には反対はしませんけども、ちょっと考え方を教えていただければよろしいかと思っておりますので、アウトライン、この定数減、一般職員で結構です。一般職員の定数減に対する考え方、今の状況を今言いましたけども、そういう状況の中で、井原市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 本市に定員管理の計画というものを持っております。そういう中で平成27年度、平成27年度において382人ということ、一応の目標値として持っております。それに向けて定員管理を行っていくわけですが、先ほど委員が言われたように、地方主権一括法等、事務がふえてくることも予測されます。ただ、その事務の量がどれぐらいなものなのかを見きわめながら、今の段階では、やはり382人という目標設定の中で動いております。

以上です。

委員（三輪順治君） わかりました。できるだけ仕事の基本というのは、いわゆる皆様方職員の方々が、正規の方々が守っていくべきことであるし、それが将来にわたっての自治体の存命の一つの基盤になりますから、行革の名のもとに、いたずらに合理化という名の中で人を削減するだけが唯一の手段じゃなくて、いろんな方法がありますから、ぜひ加味していただいて、実現のほどよろしく願いたいと思います。

それから、もう一点だけ済みません。病院のほうなんですけども、構想はわかりましたので、1つこれ今すぐどうのこうのと言うんじゃないんですが、病院事業改革プランというのを、実は平成21年でしたか、おつくりになっています。平成25年では、単年度黒字まで改善見通しを立てられていますので、そのときは、このプランをおつくりになったときは、

この定数の大幅増の話がないときです。大幅増にしたときにどういう姿になるかというのは、みんな知らないんです。山田院長を中心に、いろんなスタッフの方々が、これから病院の位置づけとか、あるいはもちろん収支のことが基本なんですけども、そういう意味で、現行の病院改革プランをぜひ改正して、これはすぐにせえとは言いません。半年、1年かけながらゆっくり改正して、本来病院が持つ機能、ネットワークのやり方、医療連携も今日本会議でも福山との関係も出ました、県境ですね、含めて全体的な見直しを、この機会にぜひやっていただければと思っております。きょうは病院の方はおいでになっておりませんので言いませんけれども、ぜひ総務部を通して……。

委員長（河合建志君） 病院、来られています。

委員（三輪順治君） そしたら、ちょっとご見解のほどを。どうですかね、改革プランをおつくりになった時点は、そういう発想はなかった言やあ申しわけないんですが、全体が大きく崩れまして、私たちも市民の生命を守るとりでとなつとる病院のことにしましては、議会も大変関心持っていますし、市民の方々も非常に関心が高いと思います、そういう意味で、新しい器の中にお酒を入れるということになれば、その中身を検討をいただきたいと思いますが、もしお考えあればお聞かせを願いたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） 改革プランと絡めて、このたびの定数条例の改正ということでございます。委員さんのほうからありましたとおり、改革プラン作成時には、この構想がなかったというより、定数条例の改正は、このたびその必要性あつて上げてきたわけですけども、従来から医療の質の向上ということにしましては、それに向かう中で、医療スタッフの充実にも努めてきていたわけでありまして。

ただ、このたび本会議でもご説明申し上げましたが、2025年問題、これに向けた大きなスパンの中でのあるべき姿というものも考えたわけございまして、改革プランの見直しということでございます。一応現在、平成25年度が単年度黒字に向けて進んでおります。それに向いては、それなりにその方向に向いて進めてこられているんじゃないかなというふうに思っております。プランの見直しについては、これから検討させていただきたいと思っております。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。ぜひ、市民アンケートの結果も、私は新聞でしか拝見してないんですが、この5年間、あるいはこれから先の市民の方々の不安の一番の要素、そして重要な要素として上がったのが医療なんです。ですから、医療の形を市民の前に明らかにして、ともに安心して暮らせるというベースを、病院のほうからぜひ発信していただくべく、今検討するとおっしゃいましたけども、ぜひ具体的な形で、運営審議会もありますから、そういうところへたたき台出されても結構だと思いますけれども、ぜひやっていただきたいと思いますが、どうですかね。検討というより、もう一つ、院長とも相談し

ていただいて、ぜひつくっていただきたい、改定をお願いしたい。もう一回どうぞ、よろしくをお願いします。

病院事務部長（北村宗則君） 国とか県の方向性の中では、新たな改革プランというのは今のところ出ておりませんが、当然方向性等は見きわめていかなきゃいけないということで、今後どのようにすべきか、院長とも協議しながら検討していきたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第22号 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市税条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第24号 井原市の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第25号 井原市国際交流基金条例について〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） 何点か、本会議に続きましてご質問させていただきます。

まず、この今回基金の気になる条例が出るとのわけでございますが、従前財団法人として存続がありまして、本会議でのお話によれば、3月末をもって解散すると、こういうふうなお話でございました。

まず1点目は、公益法人の改革に関し、この財団法人の中でどういう議論がなされ解散まで至ったかと、これを簡単にご説明をお願いしたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） 財団法人、公益法人の存続につきましては、法の改正がございまして、大変煩雑な事務処理、それから認可作業が必要ということでありまして、財団を解散し、任意の組織をつくり、同じ、また同様な活動をやっていくという方向での理事会でのお話でございまして、解散の方向になったということでございます。

委員（三輪順治君） 議論の中で、煩雑だということではありますが、法人格を失うわけでございますから、いわゆる任意法人としての存続だというふうに理解をしますが、もし財団法人交流協会が任意の法人となった場合のデメリットにつきましては、何か意見が出ましたでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） いえ、特にデメリットにつきましては出ておりません。

委員（三輪順治君） 事務局として、もしこれが任意の団体になった場合に、例えばNP

〇でも何でもない単なる、法人格もなければ何もない団体でございますから、法的な位置づけがないわけですね。そうすると、公共体として、その任意団体に対するいろんな取り組みに対して、何か役所内部での議論というのはありますでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 財団財産を持って運用しておりましたので、一番は、その活動の保障というのがまず一番のネックであろうと思います、解散した場合には。しかし、これにつきましては、その後に任意の協会をつくと、任意団体をつくるということ、それから事務局を含めて、引き続き体制を維持するということの話ができましたので、そういう中で活動が担保できたということで、スムーズな移行ができたと考えております。

委員（三輪順治君） となると、各論細かくなりますけども、任意団体の事務局体制が維持できる形になったということは、すなわち現在、今企画課長がご説明なさっておりますけども、現在の財団法人は企画課のほうで事務担当なさっておりますが、4月以降は離れるという理解でよろしいんですか。

企画課長（大舌 勲君） 4月以降、事務局につきましては、企画課で担当いたします。

委員（三輪順治君） その論拠はどこにありますかね。つまり言いたいのは、一般法人、つまり公共公益法人であるからこそ、税金を使う必然性なり考え方というのが、もうおのずとわかる、対外的にもわかる、市民にもわかる。私は心情的には、確かに団体が存続する限りは、先ほど活動の継続保障ということであるんですけど、法的な整理という面で聞きますと、任意の団体、世の中にいっぱいあるわけです。いっぱいあって、その事務局が、もし井原市役所の中にあれば、その法的根拠を持っとかないと、例えばいろんな方々がこれから言ってこられるときに、整理と申しますか、法的整理ですね、難しくなると思うんですが、そこらあたりどうなんですかね。だから、さっき言ったデメリットとして法人格がなくなった場合の法的な位置づけですね。課税法、税法上の問題もあるでしょうし、いろいろあるでしょうけども、そこらあたりもう少し丁寧に議論する中でやっていく必要があると思うんですが、それでもなお企画課のほうで事務局がとれるという見解でよろしいんですか。

企画課長（大舌 勲君） 財団につきましては、ほとんど公益の事業をやっておられまして、その事業をそのまま新しい会則の中でも盛り込んでおりまして、公益事業を主にやっていただきます。ただ、組織としては法人格、財団法人としての組織はとりませんが、会則によりましてその目的、それから事業内容につきましては、引き続きやっていただけるということであります。その事務局を、引き続き企画課のほうでお世話するということでもあります。

委員（三輪順治君） 問題は、公益性をだれが判断するかなんです。今回の公益法人改革も、公益性の判断が、これは要するにその専門組織があるわけですね。ですから、公益性の判断が立てば、それは理論的には、公共が公益性を判断すればできると思います。ですけど

も、世の中の一般法人といいますか、一般の任意法人には公益性かどうか、営利性もあるし、難しい、例えばコミュニティービジネスとか、NPOにしてももうけない部分が全くなくともいいというわけではなく、もうける部分があつていいと思うんです。ですから、公益性と、それから事業採算性から見た事業性がある分野、ここらあたりの見きわめは非常に難しいので、今回国際交流協会については、今おっしゃったように、会則の中にそういう公益性が盛り込まれておるといことでありますから一定の理解はいたしますけれども、そうしますと今後こういう、これから行政のほうもお金がなくなり、そして民間のほうの活動など活発になると、いろんな任意団体なり、いろんな法人の形が出てきます。それは方針とすれば、中身を見て判断し、公益性があれば事務局なり、あるいは金銭的なサポートを含めておやりになると、こういうご姿勢でよろしいんでしょうか、井原市としては。

企画課長（大舌 勲君） 個々の案件になるとと思いますが、その都度公益性等々、検討していくこととなると思います。

委員（三輪順治君） わかりました。じゃ、1点目はそういうことで理解しました。ぜひ、これからいろんな形で新しい公の部分、井原市のほうも協働の町の中でおっしゃっておりますけれども、その分野がこれから出てきそうです。ですから、そこにおいて、公共の分野との連携が皆さんにご理解できるような、そういう公平性を持った、客観性を持った判断をこれからもしていただきたいということを、この1点目についてはお話をさせていただいております。

それから、2点目でございますが、譲与財産の分配でございます。本会議においてお聞きしましたら、基金の額が5,400万円、この条例をつくる前の前提としてですね、基本財産として5,300万円、あと清算等が100万円、5,400万円、そのうち出捐の段階で井原市が1,000万円、その他が4,300万円と、こういうふうにおっしゃったんですが、このその他がわかるでしょうか。当時の出捐団体、支障ない範囲で団体名と金額がもし言えれば、言えなければ別にそのままで言わなくて結構ですから、4,300万円の財団としての、いわゆる財産の出捐母体ですね、これをお教えしていただければと思いますけど。

企画課長（大舌 勲君） 企業2社です。シンコー電器さん3,000万円、タツモ株式会社さん1,000万円、それからあと個人の方で300万円、あと井原市で1,000万円の5,300万円です。

委員（三輪順治君） よくわかりました。これは、恐らく寄附行為の清算項目とか、あるいは譲与財産の処分項目で決められていると思いますけれども、当然解散に至った議決をされたということは、それらの方々も快く、今回出捐した金額については、井原市のほうの基金に組むことについて異論はないと、こういう理解でよろしいですね。

企画課長（大舌 勲君） そのとおりでございます。

委員（三輪順治君） わかりました。

済みません。しつこいようで、もう一つ、そうすると、基金がこの条例によってできずと、今度は基金の運用に入っていくわけです。基金の運用に入っていくと、この条例の第5条に、1条の目的達成のための経費に充てる場合に使えると、それ以外は使えない。1条の目的というのは、そこに書いてあるとおりですね。これをまた判断するとき、国際交流協会というのができそうだというのは今お聞きしました。しかし、似たような、例えば国際交流に関して、例えばですよ、内山、これは例があれですが、国際的なこれからかわりを持つべきいろんな活動の範囲、あるいは井原市にゆかりのある方との関係を含めて、いろんなのが出てくると思います。

現在の井原市のこの財団法人井原市国際交流協会の事業計画を見ますと、外国語講座、日本語講座、児童派遣、それから外国人との交流事業、フェスティバルですね、そのほかは夏祭り等ありますが、そのほかの文化交流やいろんな国際交流に、このお金、基金から出せるということに関して、これから、今はないんですが、条例の運用に入った段階で、何か要綱なり、何かおつくりになって、審査会でもおつくりになって、その基金からその5条に基づいて充当するという姿勢でよろしいんですか。それとも、現在の井原市国際交流協会の事業を前提にしただけであって、今はそのことは考えとらんということでしょうか。ちょっとそのスタンスだけ教えてください。

企画課長（大舌 勲君） 現在のところは、先ほど委員さん言われました後者のほうで、国際交流協会の活動で見ると考えております。

委員（三輪順治君） わかりました。それは当面それでいいんでしょうけども、私要望しておきたいと思います。我が国の中でも、本当にすばらしい功績を残された国際人が井原市内にもいらっしゃいますから、それらの関係の切り口で、例えばもう具体的に言いますね。内山完造先生であるとか、いろんな方々がいらっしゃいます。中国との交流とか、それからあと、またこれからいかにどこにどう出るかわかりませんが、ひとつ、せつかく基金としておつくりになるんでしたら、既存の協会の事業だけでなく、広くそういう分野にも視野を広げ、国際交流から国際貢献へとつながるような、そういう立派な基金の運用をしていただきたい、このことを要望して私は終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第26号 井原市の基金の処分の特例に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第35号 井原市奨学資金貸付基金に関する条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（大鳴二郎君） 本会議で説明されたんですけれども、これの7条で書いてあるように、大学またはこれに相当する学校の場合は1カ月4万円、2万円を4万円ということになつてますけれども、高校の場合が1万円のそのままということでありまして、その場合、その高校のときの1万円を、大学のように倍にするとかという話は出たんですか、出たんですか。

それと、これは4年間ということでありまして、4年間ということになれば、言葉は悪いかもしれませんが留年された方はどうなるんか。

それと、大学院生は4年から6年間になるからだめじゃろうと思うんだけど、そのあたりどうなるんか。

その3つ、ちょっとお願いします。

教育次長（福島博史君） 今回は、経済的なことも考えまして、大学生をとということで今回は改正をさせていただきました。高校生に対しましては、希望者が今まで極端に少なかったこと、それから、まだこれから進路をこれから決めていくという学年でございますので、今回は高校生は見送らせていただいたということでございます。

それから、留年等でございますけれども、これは資格的には、もう4年で卒業されて留年

ということになりますれば、もうそこで打ち切りということ。そして、大学院生というのは、もう大学生ではございませんので、該当はしないということでございます。

以上です。

委員（大鳴二郎君） わかりました。

委員（森本典夫君） この制度を利用して貸し付けを受けたという方の中で、現在まで焦げつきがあったようなことはないでしょうか。

教育次長（福島博史君） ございません。

委員（森本典夫君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第36号 井原市公民館条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（三輪順治君） 1つだけ、単純なことで教えてください。

条例の提案理由に、地方主権一括法の施行による社会教育法の改正に伴いと、こうあるんですが、これが理由になっとなんですが、この中身ですね。だから、地方分権一括法もたくさんありまして、なかなか、プロというのは皆さんはわかるんですが、我々はわかりにくいんで、要するに審議会の委員をこういうふうにせにゃいけんという背景、理由ですね、これを簡単に結構ですから教えてください。

生涯学習課長（山田正人君） 一部改正する条例の第5条第2項にございますが、審議会の委員は学校教育及び社会教育関係者云々とあります。これが、改正前では、社会教育法で定めておりました。それをこの一括法によりまして、市町村の条例でもって明記しなさいよというのが改正趣旨です。

委員（三輪順治君） よくわかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第37号 井原市立図書館条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第38号 井原市体育施設設置条例の一部を改正する条例について〉

〈質疑〉

委員（大鳴二郎君） ちょっと金額のことですけれど、これ一人一人ということが書いてあるんですけれども、会員の方も書いてあるんですけれど、この場合、団体の方々の割引とか、そういうことはこれに載っとらんですけれど、考えておられますかな。

スポーツ課長（三宅孝一君） 団体割引については考えておりません。

委員（大鳴二郎君） おりません。

スポーツ課長（三宅孝一君） はい。

委員（大鳴二郎君） それともう一点、本会議で道具は個人で、道具は貸し出しをして無償ということで、60ぐらいセット、用意しとるといことでありましたけれども、その道具の中でもスコアブックとか、ああいうものはこれからそろわれるんですか。いろいろまだほかに要ることがあると思うんですけれど、秋からするということで、これからいろいろあっちこっち見に行かれてそろわれるんですか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 道具についてもそうなんですけれども、今回の予算で計上していただいておりますのでご承認いただけましたら、道具も、それからそういうスコアブッ

ク、そしてパンフレット等も作成していくことになろうかと思えます。

委員（大鳴二郎君） もう一点、この大きな金を使うてできるわけでありませけれども、これで使用料か、これも決まっただけ、団体の方が大勢大勢来られるように、いろいろPRなどなどしなくてはいけないと思うんですけど、そのあたりはどう考えておりますか。

スポーツ課長（三宅孝一君） このPRにつきましては、観光業者、そして周りのグラウンドゴルフ場にもパンフレットを置かせてもらいますし、それから大会に今来られている方にもPRを十分いたしまして、それから行いたいと思えますし、それから市内の皆様方にも、本当に親しんでいただきながら使っていただけねばいけないので、これからどんどんPRを重ねていきたいと思っております。

委員（森本典夫君） 運用上のことでお尋ねしますが、大きな大会等々になりますと、1チームというか1団体が50人とか60人とかというような形で、全体的には300人とかというような形で参加されることもあると思えますが、そういう場合の扱いですね。例えば100人単位で来ましたよというA団体が、その場合に、この券を買ってそれぞれ対応するのか、ほかに何か考えがおりなのか、まずお尋ねしたいと思えます。

スポーツ課長（三宅孝一君） まず、大きい団体が来られて、これは予約が前提になるかとも思えますが、来られた場合でも、券売機といまして、もうまとめて出せる券売機でありまして、100人単位とか、150人なら50人単位とかというふうに券売機が一遍に出ますので、その辺で対応できると思えます。

それから、名前を一応書いていただこうと思えますので、そういう場合は、まとめて名簿等の提出で、それにかえさせていただくということも考えております。

委員（森本典夫君） 中には年会費を納めて年会員になっているという方がおられると思えますが、そういう方なんかも、書類上で確認ができるような書類を出していただくということになるのでしょうか。

それから、会員証というのは、どんなものをつくられる予定でしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 団体の場合でも、年間券を買われた方は、明記していただくようお願いしようと思っております。

それから、会員券につきましては、申し込みをいただいて、それからつくるんですけど、名刺サイズのを、名刺サイズよりちょっと大きくなると思えますが、そういうものを考えております。

委員（森本典夫君） 団体で名簿を出していただくということになって、それはそれでわかるんですが、例えば20人の団体でこの辺の人がちょっと行くというような場合で、年会員でない場合は、20人中2人が年会員になっているというような場合についての入り口での確認はどうなりますか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 年間券を持っておられない方につきましては、入り口で券を買っていただいて名前を書いていただいております。年間券を持っておられる方につきましては、その年間券をご提示いただいて、その番号、それからお名前を書いていただいております。ということで、20人の中でも年間券を持っておられる方の対応と持っておられない対応につきましては、一緒に来られても別々の対応になると思います。

委員（森本典夫君） その受付の人員は、大会のときには何百人というのがあったりするんでしょうが、日常の対応と、それからそういう大会があったときの対応というのは、人員的にはどういうふうな配置を考えておられますか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 大会によりますけども、200名を超える大きな大会につきましては、できる限り定休日に開催していただこうと考えております。ですから、そういう場合は貸し切りになりますので、その役員の方が大会の受け付けをされると思うんですが、こっちの受け付けについては合計金額で対応してまいりますし、大きな人員の配置は必要ないものと考えております。

委員（森本典夫君） 常時は何人で対応でしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 今の予算上、常時必ず1名は置くように、予算措置をしております。

委員（森本典夫君） たくさんの方が来られる大会について、1名で対応できるというふうな、今のことで判断できるんですけども、それで対応できるというふうに判断されるんでしょうか、ちょっと確認で。

スポーツ課長（三宅孝一君） もちろん大きな大会とか人員が団体で来られる場合は、前もって予約をして来ていただくのが原則でございまして、そういう場合は当然スポーツ課にもB&G、そしてスポーツ課の職員がおります。そういう職員をもう急遽派遣してでも、何とか対応を行いたいとは考えております。

委員（森本典夫君） 先ほどの話の中で、大会等々については定休日をお願いしようという話ですが、そういうふうに日にちをとって曜日を定めるんですか、定休日がいつでしたか、ちょっと僕理解してないんですけども、それも教えていただくと同時に、その日にしてくださいというようなこちらからのお願いで、その日はどうしても都合が悪いということもあると思います、それぞれの大会で。それを定休日にしていただこうというふうなことで、こちら側でお願いするというのもちょっとどうかなというふうに思いますが、定休日がいつなのか、それとあわせて、それに対する定休日でないといけないということではないんだろうと思いますけども、そこらの対応をどう考えておられますか。

スポーツ課長（三宅孝一君） まず、定休日につきましては、今の予定では月曜日を思っ

ております。そして、その定休日以外の日でないといけないという、例えば公民館の大会を定休日にとということになりますと月曜日、それは無理だろうという話になると思います。それも想定しておりますが、そういう場合、例えば日曜日に行っていただく場合となりますと、やはり全然予定せずに遠方から来られたお客さんもおられます。そういうお客さんのためにも、どうしても1ホール、4コースありますが1コースはあけてその人ら、急に来られた人にも対応できる体制づくりというものをできる限り考えていきたいと思っております。大きい団体の場合も、その3コースの中で何とか回していただくというようなことになりませんかと思っております。そして、遠方から来られて、もう残念だったなあと言いながら帰られるようなことがないように、極力努力してまいりたいと思っております。

委員（森本典夫君）　　今の話はもっともなことでありまして、これから議案が出て、後ちょっと休憩時間に話をしております、大きな大会ですと、4面使っても足りないというようなことがあるかも知れませんが、大きな大会でも必ず1面はあけて、3面でやっていただくということを基本にするということに理解してよろしいでしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君）　　そのとおりでございます。

委員（森本典夫君）　　その場合に、芝が2面ありますが、芝は、芝の中の1つをあげとくとか、1つは何というのかな、もう一つを、どっちをあげとくとか、4面使う場合にどこをあげとくとかというのは、だれが判断しますか。

スポーツ課長（三宅孝一君）　　その場合につきましては、芝の状況もありまして、芝を、できるだけ遠くから来られた方には芝を極力あけておきたいということもありますが、芝を休めなければいけない場合は、逆に言えば2面になる可能性もございます。そういう場面場面の想定は行いますが、それは受け付けを行っていただく方で、当然判断していただければいけないと思っておりますし、そこで判断がつかない場合は、スポーツ課が判断したいと思っております。

委員（森本典夫君）　　わかりました。また、細かいことは、予算決算で聞かせていただきたいと思っております。

委員（三輪順治君）　　二、三点、お願いします。

まず、使用料について200円ということでございます。参考までに、1回お聞きしたと思っておりますけども、もうこれ審議するのは今回が最後でしょうけど、近隣のグラウンドゴルフコースの利用料ですね、1人1日につきということの単位でございましょうけど、もう一度ちょっと近隣ですね、県外でも結構ですし、あるいは中国地方でも全国でもいい、平均値がどれぐらいかとか、何かわかる資料があれば、ちょっとお知らせいただけますか。

スポーツ課長（三宅孝一君）　　前の議会でご説明しておりますけども、まず県内の赤磐市、これは私どもの井原市と同じ状態でありまして、クレーが2コース、芝が2コースでご

ございます。ここが一番井原市と近いと思いますが、市内が300円、市外が500円、これ1日でございます。年間券が市内が1万円、市外が1万5,000円であります。それから、前からよく参考にしております高梁市の有漢町、ここにつきましては市内が1日200円、市外が1日400円、そして年間券は市内の方のみでございます4,000円、それから近傍でいきますと福山市がございまして、ここにつきましては市内、市外とも1日400円、それから年間券も市外、市内とも7,000円でございます。

委員（三輪順治君） もうない。

スポーツ課長（三宅孝一君） まだほかにもございますが。

委員（三輪順治君） もういい、わかりました。これは1日1人につきですから、例えば朝9時にオープンして5時までということを知っておりますので、9時に入られて半券で買われて半券出されて、200円入れて半券出して受付へ出して、昼からもしたいという場合の運用なんですけども、今思っているのは、通常半券、イメージ的には動物園なんかへ入っていくときなんか、半券を受付へ渡しますよね。そしたら、ピラの券が手元へ残ったような状態ですが。でも、御飯食べて、また昼から来るわというような方に対しては、受付のほうで確認をなさるですか。運用上、どうなんですかね。そこらあたりちょっと、細かいことですが。

スポーツ課長（三宅孝一君） その件につきましてですけども、一応券売機でチケットを買われたときに、領収書のボタンもあるわけなんですけど、それを押されない場合もあると思いますので、一応受付で名簿に記載していただいた後に、リボンをお渡ししようと思っております。そのリボンを体というか、服のどっかへつけていただいてプレーしていただくと。途中で車等で御飯食べに行かれるとか出られる場合は、一応そのグラウンドゴルフ場の中に途中で退場される場合は、事務所へご連絡くださいという大きな印をつけておきたいと思っております。そのときはその受付名簿に途中退出というのを書きまして、一応外へ出られる。また帰ってこられたら、帰ってきたよって言うていただいて、そこでリボンをもうつけておられますので、そこで確認できると思います。

委員（三輪順治君） ごめんなさい。ちょっと細かいことを聞き過ぎました。運用については、まだいろいろ工夫の余地があると思いますから、よろしくお願いします。

次に、クラブハウスの専用利用で料金が定まっております。専用利用というのは、イメージ的にどうだ。例えばここに時間区分が9時から17時までと、それから17時から22時までの2パターンがありますね。この専用使用というのは、クラブハウスの図面は、たしか去年の2月にいただいたこの図面のままですね。ホールが、100平米のホールがどんと真ん中であって、仕切りも何もないです。私まだ中へ入っていないのでわからないんですけど、これこのホールを使う場合の、専用ですから、もう排他的に、その使つとる間は、その団体

以外は使えないと。つまり、コースを利用なさってる方が、仮に競合しますね、同じ日に。それで、自動販売機、休んだり、弁当食べたり、そのコースを利用なさる方との関係を含めて、専用利用という意味合いと、それからこの100平米という大きな空間を冷やすのは、ちょっと私は一般的にはもったいなくて、もう少し工夫したような使い方もできるんじゃないかとは思われるんですが、この大きなままで専用利用するんですか。あの机、いすなんかどっかあって、それを組み立ててやるんですか。何かイメージが、専用使用のイメージがわからないので、その点ちょっとお聞きしておきたいと思います。

スポーツ課長（三宅孝一君） この専用利用といいますのは、当然コースを、定休日も含めてですけども、どなたかがコースで回られとる場合は、当然このクラブハウスにつきましても休憩、そして弁当を持ってきていただいてお食事とか飲食とか、そういうことをされるわけございまして、それにはもう当然開放いたします。じゃ、コースが使われているときには、専用利用ということは発生いたしません。

ですから、もう専用利用というのは、もう定休日、なおかつコースを利用していないとき、もしくはもう年末年始で全然コースをあけていないとき、それから夜間の5時から10時までの間、コースをもう利用しませんね、そういうときには専用利用として貸し出せるということを考えております。

委員（三輪順治君） イメージがよくわかってきました。

これ要望なんですけど、これからお使いになって、使い勝手がどうのこうのあると思います。弾力的にお願いしたいのは、この100平米っていうのは結構な面積ございまして、冷暖房するにしても、結構非効率な点もあろうかと思うんですよ。ですから、できるだけ利用実態に即して、今後ともこの集会所の活用については、弾力的な増改造を含めての対応をお願いしたいというのは、ちょっと要望として上げておきます。

じゃ最後に、グラウンドゴルフ協会は、現在3支部があるやに聞いております。ちょっと入った情報によりますと、今月の上旬ぐらいに何か寄り合いがあつて、何か動きがあつたやに聞いております。今おつかみになっている情報で結構ですが、どういうふうな形で流れておるのか、その状況をちょっとお知らせをお願いしたいと思います。

スポーツ課長（三宅孝一君） 3月5日に、これは私たちがスポーツ課で確認した情報なんですけども、グラウンドゴルフ協会の井原会、そして芳井会、美星会に加えまして、今グラウンドゴルフを楽しんでおられます同好会の皆さん、井原市の市内の同好会の皆さんが一堂に会されまして、今度のグラウンドゴルフ場ができるということもありまして、皆さんでグラウンドゴルフを守り立てていこうじゃないかということで、井原市グラウンドゴルフ連合会というのを立ち上げられたということをお聞きしております。

委員（三輪順治君） 連合会、大いに結構でございますが、今3つに分かれているのが、

組織的には連合会という形で動いていける形ができたということは、大変好ましいと思います。傘下の会員数、何名でございましょうか。おわかりになりますかね。

スポーツ課長（三宅孝一君） これも変動しておりまして、今現在その数字の正しいものは、何人というところまでは把握できませんが、以前調べたことからいいますと、500人弱ではないかと思われます。

委員（三輪順治君） 体協との関係では、どうなりますかね。体育協会へ今入っていらっしゃるんですね。体育協会との関係ですけど。

スポーツ課長（三宅孝一君） 体協にも、当然グラウンドゴルフ部というものがございまして。その運営につきましては、体協の役員の方で行っておられまして、当然井原市で体協の大会を行うということになりますと、皆さんがもう対象になります。

委員（三輪順治君） 今お聞きした点は、連合会という名前で統一して、井原市グラウンドゴルフ協会連合会という名前で体協に入っていくのか、それとも今まである3つの、3つですか、井原支部、芳井支部……。これが残ったままくつつくんか、一本化されるんかという話は、まだ煮詰まってないんですね、そこんところで。

スポーツ課長（三宅孝一君） その話については、まだお話をいただいておりません。

委員（三輪順治君） また、情報がわかればお知らせをください。よろしく願いいたします。

委員（森本典夫君） 今の話ですが、5日の会合には、教育委員会のスポーツ課の担当者のはのぞいておられましたか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 呼ばれておりません。ただ、私がお場に居合わせてなかったんですけども、これ市役所内で行われとったということで、一言、来てあいさつはしてくれということで、そこでお世話になりますというあいさつだけはさせていただきました。

委員（森本典夫君） 井原会、芳井会、美星会というのが3つあって、それを1本にのささいというは、上の県の段階から、もうずっと以前から言われている話で、やっと一本化されたという状況のようです。その中でも、5日の日には一本化しようという話になりまして、あと会長も副会長もそれぞれ決まったようでありまして、今三輪委員が言われましたように、全体で今度は組織的に動くというふうになるのではないかなというふうに思いますし、体協のほうへも、やっぱし一本化された分が入るような形になるだろうというふうなことは、私は思っているのが現状です。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（河合建志君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈執行部からの報告事項について〉

美星支所長（小出堅治君） 美星中世夢が原公園内に整備中のグラウンドゴルフ場につきまして報告をさせていただきたいと思います。

12月の委員会でご質問のございました夢が原内の林間広場の整備状況でございますが、現在は、12月の委員会時点からほとんど形状の変更はございません。もう少し暖かくなりまして排水処理、草刈りなどのコース整備をされる予定と聞いております。12月の委員会でも報告させていただきましたが、今回の林間広場の整備につきましては、すべて美星町グラウンドゴルフ協会会員と夢が原管理協会の役員の方々のボランティアと寄附等で整備が行われており、矢掛のライオンズクラブからいただきました10万円と美星町観光協会から夢が原支援補助金15万円の合計25万円の収入のみで、市の費用は使ってはおりません。

また、このコースが完成しますれば、このグラウンドゴルフでのこのコースの使用の場合は、入園料とは別に利用料を取ることを、ただいま検討されておるようでございます。

夢が原の入場者をふやす試みとして、夢が原管理協会が行っております今回の事業は、有意義な事業であると認識をいたしております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 意見はないんですが、質問をさせていただきます。

当時、ちょっと記憶が余りはっきりしませんが、管理協会へ指定管理でお願いしておつて、何かA、B、CのC決裁で、部長まで決裁して、それを、それ今支所長がおっしゃったような形で直していくといふところまではいいんですが、もう一つ問題が出たのは、土地に関する事で、指定管理で任せている土地が、これは土地自体ですよ、井原市が借り受けて、

その管理協会へいわゆる指定管理としてやっているのであれば、その土地の所有者とか、あるいは転貸みたいな形、転貸と言ったらおかしいんですが、ちょっと利用形態が変わるので、そこらあたりも当時問題になったというか、ご指摘させていただいたように思うんですが、その点は、委員長、どうでしたかね。私も、記憶が余りはっきりしないんですが、どうですか。そこらあたりを、ちょっとはっきり今言われなかったんで、もしわかればそこを教えてください。

美星支所長（小出堅治君） 土地の使用の件でございますが、土地は12月にも申し上げましたとおり、善勝寺というお寺の土地でございます。それを市が借り受けて夢が原で使っていたという格好になっておりますが、昨年10月13日時点では、そちらの善勝寺の住職並びに総代の方と町がグラウンドゴルフ場とというか、グラウンド整備にしてもよいという覚書を交わしております。

委員（三輪順治君） 対応はそうなんでしょうけど、その土地、善勝寺の土地というのは、指定管理者が指定管理しょうる土地なんで、その中へ入っとるんでしょう。その土地はまず1点確認。

井原市が指定管理をお願いしてるその中世夢が原という大きな広大な土地がありますね。その中に、この善勝寺の土地が入っとるんですね。これちょっと確認。

美星支所長（小出堅治君） 入っております。

委員（三輪順治君） そうすると、ちょっと構造的にわからんのですが、指定管理をされておるその協会と井原市との関係なんですが、井原市が借り受けたる土地を管理協会がグラウンドゴルフのコース延長のために使いたいということに関して言うたら、善勝寺と協会はオーケー出しとるけれども、井原市と協会との関係はどうなつとんでしょうかね。

美星支所長（小出堅治君） 夢が原管理協会から施設の使用許可申請がございましたので、それについては許可を出しております。

委員（三輪順治君） ちょっとわからんのですが、井原市は多分その善勝寺に使用料をお支払いになつとると思うんです、多分、いや、わかりません。ちょっと確認します。まず、年間の使用料はお支払いになっていますかねえ。

美星支所長（小出堅治君） ちょっと金額は、はっきり手元にはございませんが、使用料は払っております。

委員（三輪順治君） 一般的には払っておると思います、払っておるということを前提に、その払っておる土地を、井原市が払っておる土地ですよ、それをその指定管理協会がこれに使いたいということでおつくりになる。しかも、今お話聞くと、入園料とは別に使用料を取る方向での検討と、ちょっと入りまじつとるんですけど、要は土地の管理というのは当然基本的には所有者が管理されますよね。それは、井原市がお借りしているから、井原市と

一体的に公園として整備し、それを指定管理しとると。その指定管理者が、その中の一部をこういうふうにしたいということで、井原市に許可申請があった。井原市は許可は出すと。そうすると、井原市として善勝寺との間で、本来やりとりをするのが筋ではないんですかね、本来は。善勝寺と協会って、さっきおっしゃったんだけど、井原市と善勝寺がやればええことじゃないんですかね。私の理解、違いますかね。

美星支所長（小出堅治君） 井原市と善勝寺で使用の許可申請を行って、井原市が善勝寺に許可を受けております。

委員（三輪順治君） 目的ですよ。善勝寺から土地をお借りしとるのは、あくまでも公園として、多分目的ね、使用目的として書かれとると思うんです、契約書か覚書に。それが、今言ようたように、何か12月の話では、木を切ってなるめてどうのこうの話が出た、なんで、形状変更ですよ。そうすると、井原市が借りとる土地を協会が、じゃけえ恐らく許可を、申請を出されて、こうようにしてもええかということを出されたのは大いに結構なん、それはそれでえんですが、井原市が善勝寺にこの一部分はこういう形で利用変更したいというのをお出しになって、いわゆる通常の前契約というか、もとの契約の中に何かつけ加えるというふうなことは、事務上必要ないんですかねえ。

美星支所長（小出堅治君） 今回の整備につきましては、松林の中の下刈りをしまして、松くいの木等を切って搬出をいたしております。ですから、松林の形状は、ほとんど変えておりませんので、目的外使用とは思っておりません。

委員（三輪順治君） ちょっと言い方難しいんです。要は、中世夢が原を指定管理しとるわけですから、その利用料は、入館料500円で皆さんお使いになるわけですよ。それで、今まではそこにグラウンドゴルフとして整備されてあったから、その入場料払うてお使いになっった。これはこう自然体ですね。今度何かコースをふやされて、これから先ふやされたときに使用料を別にとるということになると、井原市との関係、それから善勝寺との関係、協会との関係の一遍法的な整理というのが、ちょっと実務的にどういうふうにするかわからん。ちょっとやっとなないと、指定管理のやはり責任問題、例えば事故が起きたときとか、何かトラブルがあったときに困りますので、責任境界というのも明確にしないけんし、貸し借りの関係も明確にせないけんので、ちょっと私も言い方が難しいんであれなんですけど、単純に言やあ、要するに又貸しをきちっと、あるいは目的変更をきちっと書面で残して、後世というか、次の方に受け継いどく必要があると私は思っとるんで、それらについて全般的に含めて、何か支所長、お考えありますか。

美星支所長（小出堅治君） 先ほど申しましたとおり、大幅な目的外使用とは認識をいたしておりますので、今の書類のやりとりの整理で完結しておるものと理解をいたしております。

委員（三輪順治君） あえて言います。言いますと、そのグラウンド、指定管理になつとる公園の中で何かするとき、もしお金をいただくということになると、これは住民にとって不利言うちゃいけません、料金を取るときは、恐らく井原市が指定管理者の当事者ですから、協会はこれだけのお金を取ってよろしいかということが多分聞いてくるはずで。

井原市が、ほいじゃよろしいよという段取りになっていきますね。そうすると、そこから益が生まれてくるわけです、井原市としては、益が。その益を生む土地自体が他人の土地でしょう。善勝寺という土地でしょう。そこら辺の整理をしとかないといけないというのを私言つとるんですが、よくわかりますかね。財産管理上の問題なんです。他人の土地をお借りするのはええこと、それは目的にかなえば。だけど、その土地で果実を生む、その関係の整理は、法的にしとかないけんのかじゃないかというて言よんです。

副市長（三宅生一君） 今ご心配をいただいております件であります、善勝寺と市長の間で、その部分についての目的外の使用の許可をといますか、承認をいただいておりますので。

委員（三輪順治君） ああ、そうですか。

副市長（三宅生一君） はい。それはご心配はないと思っております。今後少しずつその整備をすると、まだ、今は動いてないんですけど、整備の途中にありますので、今後私ほうも見きわめて対応したいというふうに思います。

委員（三輪順治君） よくわかりました。

委員（森本典夫君） 今までは、夢が原の中でグラウンドゴルフをする場合は、自然の形状を使って、コースを2コースつくって使っておりました。今度1コース新たにできれば3コースということになるんでしょうが、その3コースすべてについて使用料を取ることになるのか。今までの自然の形状を使った2コースは別で、今度新たに1コースつくる分について使用料をいただくということになるのでしょうか。そのあたりはどうでしょうか。

美星支所長（小出堅治君） 夢が原管理協会のほうでは、ちょっと新しいところだけいただくか、前のところもいただくか、ちょっとまだ結論は出ておりません。これから役員会等で決定をするというふうに聞いておりますので、現状ではまだはっきり、金額のほうもはっきりはいたしておりません。

委員（森本典夫君） わかりました。

委員（三輪順治君） ちょっと関連します。今連合会ができたということを報告受けました。その前は、芳井、美星、それから井原と。井原は、私知っているのは立戸公園でやられる。芳井はどこでしょう、小学校ですか。それから、美星がそこでやられる。現状、グラウンドゴルフ協会の方々は、多分年会費か何か払われて維持されとると思うんです。そこらあたり、行政が口出しすることはないんですが、皆さんがご納得の上ならいいんですが、美

星の方は現状は、500円払わないとそのコースは使えないということですね。ただ、立戸公園とか、あと小学校なんかは、年会費を払うだけで、あとはフリーパスで年間使えると、こういう状況の認識でよろしいんですかねえ。

美星支所長（小出堅治君） 済みません。美星会の活動は、平常はふれあいセンターのグラウンドで、6のつく日で月に3遍の定期練習をされておるように聞いております。ですから、いつも夢が原を使うようなことにはなっておりません。

委員（三輪順治君） 最後に確認ですが、現在3月末まで3つがありますけど、3つ部会がありますが、部会のほうがお使いになつとる公園なり学校用地なり、原則、市のほうからお金はいただいてないんでしょうね。これちょっと確認でやらせていただきます。

スポーツ課長（三宅孝一君） 体育施設の場合の練習につきましては、いただいております。例えば芳井会の運動場はいただいております。その他の公園等を使われる場合については、ちょっと認識はしておりません。

委員（三輪順治君） こっちはお金をいただいて、こっちはいただかないというのは、ちょっとやっぱり、同じスポーツするにしても、やっぱりおかしいので。もう連合会になった、あれがなったとしても、これから地元で恐らく練習されるときは、それをお使いになる可能性が非常に高いので、ぜひよく調整していただいて、同じ条件、市民ですからね、同じ条件でお使いいただくようにご調整をしていただくほうが、私はこれから四季が丘を盛り上げるためにも、まずその前提はしていただくべきだと私思いますが、どうでしょうかねえ。どうお考えですかね。

教育次長（福島博史君） 先ほどの件でございますけれども、やはり体育施設条例がございますので、公的な体育施設につきましては、やはり受益者負担というのが原則でございます。都市公園、各地区にあります公園につきましては、これは皆様方の公益なあれでございますので、無料で使っていただいとると。その辺のことも加味しまして、今後ちょっと検討を、調整しながらということで、あくまでも受益者負担は要るかと思えます。

以上です。

委員（三輪順治君） 当然、今次長おっしゃったように、お使いになる方に一定の負担をいただくというのは、もうこれ基本ですから、使用料条例もありますし、使用料を決めていますから、それはいいんです。いいんですが、私は本会議で言うたように、井原市は一般的に公共団体のスローガン、健康寿命を上げとるわけですからねえ、井原市はね。ですから、特約条項とか、いわゆる特段の取り決めで、これは条例案を出されても結構なんで、議論しますから、65歳以上とか、それはそういうことで、やはり高齢者がいつまでも元気にというための一つの施設、3世代もありますよ。そういうことを加味して、ぜひ前向きに検討して結論が出たら、また議案としても調整してください。よろしく願いいたします。

〈なし〉

〈岡山県からの事務移譲について〉

委員（三輪順治君） それでは、県からの移譲事務ということで調査をさせていただきます。

地方分権あるいは地方主権改革ということで、今いろいろ移譲事務が入ってきたやに思っております。私もうっかりしとったんですが、恐らくこの地方分権の流れっていうのは随分前から行われておりましたので、今回調査の中で取り上げておるのが、平成23年度と24年度の予定ということにしておりますので、あえて今回はそれだけのお話を聞かせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、23年度、当年度ですね、もう時期過ぎたんですが、今年度の移管事務、事業名、内容、それから財源手だて、これを教えていただきたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） 地方自治法の事務処理の特例制度に基づきまして県から移譲された事務のことですが、23年度におきましては57事業がございました。この中で処理の多いものを申し上げますと、旅券の発給、それから有害鳥獣の捕獲の許可、動物の死体収容、屋外広告物の許可、農地転用の許可というものが大きな、取扱件数の多いものであります。これにつきましては、県からの交付金をいただいております、約680万円が23年度の財源であります。

委員（三輪順治君） 改めて私も認識を新たにしたんですが、今大まかな事業名を言われたとき、確かに旅券だとか広告の関係だとか、有害鳥獣だとかわかるんです。自然の間に市民の方々に知れ渡って、身近なサービスを身近なところで受けられるようになるということは、もう大いに結構なことなんです。問題は、受け手の問題と財源の問題。

この57事業をするために、人工でいいますかね、人の、具体的にその作業をするためによくやるパターンが、どれぐらいの人工が発生するかなということをやられとるんですが、それと行革との絡みもまたややこしくなりますけれども、23年度、今年度分は特に問題は起きておりませんか、人間的な対応。あわせて、財源的には、県からの交付金が幾らか出るとおっしゃったんですが、それに見合っとなるんですか。もし見合っていなかったら、井原市議会としても、県のほうに強力的に、必要なお金くれと、ちょうだいというようなことを言わにゃいけないので、どうですかね、そこら辺の感じは。

企画課長（大舌 勲君） 現在のところ、事務につきましては、支障なくできていると感じております。

それから、経費につきましては、これには積算がございまして、固定的な経費、それから処理件数による単価といったものの二重での積算、ですから取扱件数が多いものはふえてくると、実績で上がってくるというような処理になっております。

しかし、その単価単価一個一個の件数につきましてはの検証は、いたしておりません。

委員（三輪順治君） 一たんお聞きしたんですが、事務が非常に煩雑なようなことを今ちょっと思いました。もう少し国の地方分権一括ですね、あるいは地域主権改革の中で、わかりやすい財源の整理というのが必要じゃなというのを今ちょっと感じました。

それともう一つは、県は身が楽になる、身が軽くなりますね。国も軽くなりますね。結局全部、言うちゃいけません、市のほうに負担が来るんですね、仕事がね。そうすると、今の行革との流れの中で、県は今何やかんややっています、国がやっていますね、法律もトータルして何ややっています。県も今非常事態でやっています。すべて、もう全部しわ寄せが市に来ますから、井原市のほうの、先ほど定数条例もこの委員会では可決されたんですが、そこらあたりよっぽどうまく回していかないといけんような嫌いがあるんですけども、この件はちょっと自治体運営ともかかわりがあるので、委員長、総務文教委員会に移譲事務の名称とか中身とか、作業内容とか、それから財源とかというのを今後報告してもらって、議会ともども情報を共有させていただければと思うんですが、いかがでしょうかね。

委員（森本典夫君） 五十数事業の財源というんか、どのぐらいかかっているかということについては、執行部のほうで割り出せますでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 済みません、その一個一個業務につきましては、県から固定経費、それから単価をいただいております。それから、処理件数もいただいておりますので、そういった意味での実績額なり単価はわかっております。

委員（森本典夫君） それに対して、これはもう少し欲しいとか、もうこれは十分だとか、もうこがめに要らんぞというような判断が執行部のほうでできますか。

企画課長（大舌 勲君） それにつきましては、実際の市が行う原価計算は行っておりませんので、それについてはわかりません。

委員（大鳴二郎君） 今課長が言われたように、わからんことがあるということなんで、まだちょっと早いんじゃないかなと思いますが、私は。

もう一点。三輪委員さんが言われたように、県からののが非常に市へおりてくるんが多ゆうなっとることは僕も感じとるんですけど、市は大変ご苦労なこととは思いますが、そのあたりもよう検討されましてから、県からのおりる、これをちいと考えられましてから、もう市の職員さん大変忙しい目をしょうられてくるっと回らんのじゃねえかと思えますので、そのあたりちょっと……。

以上です。

委員（坊野公治君） 県からの分がふえとる、その中でやはり市としてどれぐらいの、評価というたらおかしいですけれども、仕事量がふえとるということをやはり計算していただくということも、私は必要なのではないかなということ、それがもしできるようであれば、また報告をしていただくという形をとっていくのがいいのではないかなというふうに思いますけれど。

委員（乗藤俊紀君） 執行部で原価計算ができないとなれば難しいと思うんですが、それはできるんでしょうかねえ。一個一個、57事業、これが適当か適当でないかという計算です。どんなんでしょうか。

総務部次長（佐藤文則君） 57の事業、県からの条例に基づいて移譲を受けとるわけですが、実際にはその移譲事務の中で、件数的にはゼロという件数もございます。

ただ、そのゼロの件数につきましても、移譲事務の交付金というのは基礎単価というものがあって、交付金がついてきます。ということは、仕事はゼロなんだけお金は実際にあると。しかし、実際には窓口があいているということになれば、それだけの基礎知識を得るために一定の時間を割かないといけない。ただ、そういった一定の時間を割かないといけない時間はどれぐらいなのか。個人差があるのか。担当職員の給料が常に変わる。担当者が変わるごとに単価が変わるのか、ということになれば平均単価で出すのか、あるいはその時間数もスキルによって違ってきます。非常に困難な作業だと思います。つくることが、非常に困難だろうというふうに思っております。

以上です。

委員（乗藤俊紀君） そうなると、事業について原価計算ができないとなれば非常に難しいから、原価計算でいくということの上で資料提供いただけるのかどうかということなんですが、どんなんでしょうかね。交付金がなくても交付金が出るという中で、大ざっぱな計算できるのかどうか、難しいなあ。

委員（三輪順治君） 乗藤委員のお話、よくわかります。もちろんそこまで市民にお知らせをして、厳しい状態の中で市の職員は頑張っているよということをお知らせすることも必要なんですが、まず私がお願いしたいのは、どんな事務が県から移譲して、どういう中身があって、身近な行政でそういうサービスが受けられるということをも市民にお知らせすることも必要だし、私たち議員のほうにもそれを教えてほしいというのが、私の資料要求の出発点みたいな、ですから、それに幾らかお金がかかってペイせえ、どうのこうの、これはやってみてやらにやわからんことありますから、実績を見ながら、それはまた県のほうにも要望していかにやいけません、とりあえず表紙変わるわけですからね、行政、一般事務、今井原市がしょうた事務に加えてくるんですから、ことし騒音規制法の関係で測定域がどうのこうのあります、またそれは聞かにやいけません。

そういうやつでも、例えば今は指定区域がどうの、5カ所が5年間、十何カ所5年、ほんなら騒音規制法による権限ですね、つまり勧告とか、大気汚染防止法によって、あるいは悪臭防止法によって、悪臭発生源に対してそういう行政的な処分ができるんかどうか、そこら辺までの権限が付与されとるんかどうか、それすらわからないんです、私たちには。

だから、私言っているのは、どういう事務があって、どのような権限が与えられて、今度市民生活がこうなりますよというぐらいのレベルでええですから、お金がどうのこうのは、これは今はいいですから、そのレベルを、もう議会のほうにも市民のほうにもお知らせして、今まで笠岡へ行きようた、倉敷へ行きようた、岡山へ行きようた。これが井原市でできる、あるいは規制についても、一々県庁に問い合わせをせえでも井原市でもできる。恐らく道路構造にしても、公園の管理にしても、保育所の構造についても、条例におりてきますよ、これからどんどんどんどん。だから、井原市が独自につくっていかんやいけんようになってきます。恐らくそうなると思います。

だから、その前提として、今県から移譲されている内容自体を、せめても、確かにたくさんある中の上澄み液ぐらいのところでええですから、全般概要をお知らせいただきたい、こういう趣旨でございますので、そこを理解していただいて、よろしくお願いします。

委員長（河合建志君） ただいまの意見を要約しますと、県から移譲してくる事務移譲に関して、執行部より議会のほうへご連絡をお願いしたいと、概要をですね、その件について委員の皆さん、どのように思われますか。

委員（森本典夫君） 金額を絡めないということになれば、57の事業について、今三輪委員が言われた内容でいろいろ資料をいただきたいというふうに思いますのと、あわせて三輪委員も言われておりますように、市民に対しても、そこらあたりはPRも含めて啓蒙していただきたいというふうに思いますが、その点、執行部、どうでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 今おっしゃった23年度の57事業についての事業別項目というところでございますので、この資料は提出をさせていただきます。

それから、PRにつきましては、24年度の事業になろうかと思われませんが、24年度につきましては次の質問にもあるようでございますけども、既に県から移譲される事務につきましては、県のほうもPRを考えておりまして、県民に対するPRを行うこととしております。市におきまして、広報等を通じまして、窓口の発生するものについては、やっていくものはやっていくこととしております。

委員（三輪順治君） 23年度は、今わかりました。じゃ次に、24年度で同じような項目をお聞きします。

事務事業移管予定名称ですね、事業内容、財源手当て、よろしく申し上げます。

企画課長（大舌 勲君） 24年度につきましては、若干変わりがまして、県から移譲され

る予定事務が38事業に減ります。これは23年度の19事業が減るんですけども、これは先ほどから出ておりますように地域主権一括法の関係によりまして、市長の権限に属する事務となったということで、県の移譲ではなくて市長が行う事務となったものがございます。そういうことで、実際県からの移譲される事務は38に減るということでございます。24年度の交付金につきましては、現在590万円を予算計上させてもらっております。

委員（三輪順治君） そうしましたら、本来県知事が所掌されとったものが首長管轄ということであれば、それもわかるように、先ほど言われました57の中で溶け込んでおりますから、38を含めて、38の中で57も溶け込ませて、わかりやすい資料としてお出しをいただければなあというふうに思っております。

以上、2点目までは、ここで結構でございます。

3点目で、事務引き継ぎなんですけども、関係する法令もたくさんあると思います。通達とか、国のほうでされる細かい規定ですね。大変ご努力、勉強しながら引き継ぎなさると思いますが、具体的にはどこでどのような形で引き継ぎをおやりになっていますかねえ。

企画課長（大舌 勲君） 事務引き継ぎにつきましては、それぞれ担当の課がございしますが、県の主催によりまして説明会の開催、それから引き継ぎ会の開催、それから事務処理マニュアルの作成等々によりまして、それぞれの仕事の範囲で引き継ぎが行われております。さらに、引き継いだ後も、移譲後も実務上の助言、それから必要な支援につきましては、その都度行っていただいているということであります。

委員（三輪順治君） わかりました。ところが、そういうことは、もう想定されることなんですけど、この間本会議でお聞きされた段階で、1点新しい条例をおつくりになる中で、ある議員が対象となっている箇所は何カ所かとお尋ねになったときに、まだ引き継ぎはできらんのだというような、何かそんなニュアンスのお話がありました。あれは3月の上旬です。もう3月の上旬ですよ。4月1日から仕事が始まるのに、3月までできてないというのは、一体どういうことなんでしょうか。今企画課長がおっしゃったことは当たり前のことで、非常に素直で、聞き取りました。

しかし、現実には、3月の上旬になってもないということになったら、多分関係の条例、墓地の関係なんでしょうけども、非常に複雑な、多分仕組みになったと思います。理解をし、かつ台帳の引き継ぎを受け、かつ現場を確認するということになると、五十何カ所言われてましたかね、そらあ相当期間がかかると思うんですよ。責任持って受け継ぐためには、それなりの期間と、それから実務研修、知識の吸収あるいはノウハウの伝授、いろいろあると思いますが、現実こうなんですから、ぜひ事務引き継ぎについては、もう恐らく年度当初に県のほうから言われるかもわかりませんが、早目早目にやっていただいて、少なくとも3月の定例会のときには、4月からこういう事務がふえると、こういう体制でやるということ

を明らかにするような形で、先ほどの資料提供にあわせて、そういうことも備考欄で、もしかお書きになるのであればお願いしたいと思うんです。

それから、当然、電算化の問題もあります。これはついて回ります。開発、改造せにゃいけんものもあるし、あるいは行革プランとの関連もあります。いろいろ、単に引き継ぎは、市民にとっては大変ありがたいことなんです、行政にとっては大変事務的にはもう難しくなります。それから、我々議会としても、対象の事務の範囲がふえてきますと、所管事務という中で、それぞれの位置づけがなされてきますから、議員も議員で勉強しようらんと、これは要するに置いてきぼりになります。

そういう意味で、今回この1点目の県からの移譲事務の分を上げさせていただいたのは、市も大変だ。市民にとっていいサービスをするために必要なことをやってください。議会も議会で、その中を分析しながら、地域、地方へ権限とか、あるいは財源が移ってくることを注目をさせていただきますから、両者一体のもとで情報を共有しながら、悩んで、いいものを育てて、市民のためになる、このような形で、私はこの項目を上げさせていただきましたので、真意を酌み取っていただきまして、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私は終わります。

〈なし〉

～休憩～

〈情報化の推進について〉

委員（三輪順治君） お手元のほうにありますように、調査の目的は、朗読しますと、行財政改革の実施に当たり、庁内の一層の情報化については、事務事業の効率化等の観点から避けて通れないと思われ。また、市民の暮らしや企業活動等を支える意味などからも、地域間の情報格差に留意する中で、必要な生きたインフラ活用が不可欠であります。そのために、以下の項目についてお尋ねをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目でございますが、GIS、地理情報システムのことについてでございます。

昨年の委員会で、統合型GISにつきましては、一定の考え方をお聞かせいただきました。その内容をおさらいしますと、現在検討中でありまして、庁内での検討が終わり次第、議会のほうに提出をさせていただきたいと、こういうことでございます。

なお、井原市の第3次情報化計画の中でも、GISにつきましては具体的な個別論の中

で、統合型GISの構築ということで、記述が数行あります。これを踏まえてご質問いたしますが、現時点におけるGISに対する取り組み姿勢、それから当時の情報化計画では24年度から実施、これは行財政改革プランの中で、24年度から丸が立っております。それまでは三角でした。その計画等に基づいて、現時点で、わかる範囲で結構ですから、どういう段取り、どういうスケジュールで構築をされるか、概要について、もしわかればお聞かせを願いたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） 委員さんのご案内のとおり、情報化計画の中に、電子市役所の形成という項目で掲げております。統合型のGISの導入、さらには公開型についても検討しますということで、計画の中に上げております。

現在検討いたしておりますけども、実際統合型のGISを市内だけで構築しますと、大変高額なものになる試算もいたしております。そういう中で、現在は、岡山県がご案内と思っておりますけどもホームページも載っております、もう公開しておりますが、統合型のGISを運用しております。現在は、これを共同利用という形で利用させていただいております、つい先日、この内部で使いますIDも県よりいただきましたので、今後はこの共同利用という県の統合型GISを使いまして、内部事務の利用検証を行っていきたくと考えております。最終的には内部系のGISと公開型のGISとしてどこまで利用できるかといったところまでを検討、検証していきたく考えている状況であります。

委員（三輪順治君） そうしますと、今までのスタンスは、井原市独自で地図の共同化等を利用して統合型GISを利用していくんだと、こういうふうなお考えをご発表になつたんですが、たちまちこれは置いといて、県の統合型GISを利用していくという考え方でよろしいんですね。

企画課長（大舌 勲君） 最終はまだわかりませんが、当面は、ちょうど県の共同利用がありましたので、これを利用して検討していきたくと考えております。

委員（三輪順治君） たしか、昨年補正で都市計画図のデジタル化をやったと思うんですが、ここらあたりとの関係はどうなんでしょうか。これは、県のほうへ吸い込むというんですか、それとも独自で持つとくんですか。

企画課長（大舌 勲君） 共同利用といいましても、サーバーそのものは県のサーバーを使わせていただきます。そういう中で、もちろん内部型といいますと井原市だけが見れる、使えるエリアを確保させていただいておりますので、このエリアの中に井原市独自のレイヤーといいますか、データをかぶせていきます。都市計画図もその一つであろうと思います。そういった井原市独自の都市計画図、それからさまざまな今後、今市内職員で検討しておりますけども、いろんな地図情報、行政使っております地図情報をこの上に重ねていくということで、県と共同利用できる航空写真でありますとか、住宅地図でありますとか、そういっ

たものの共同利用が図れますので、共同利用できるものはさせていただきながら、さらに井原市独自のデータを重ねさせていただくということでの利用であります。

委員（三輪順治君） わかりました。ですから、簡単に言うと、ベースになるようなものについては県のをうまく活用させていただいて、その上にある、例えば道路台帳とか上下水台帳とかいろんな上下にわたるレイヤーの基礎的な部分は、井原市が独自でそれを活用しながらやっていくと。だから、費用も少し安く済みますし、期間も段階的でございますけども、やっていくと。やっていくことには変わりはないんですね。方法論とやり方についてちょっとお尋ねいたします。

企画課長（大舌 勲君） 今、先ほど言いましたように、ちょうどIDもいただきまして、これから内部事務について活用し、検証が始まります。さらに、昨年、内部でどういった地図情報システムが使えるかというものも各担当課で洗い出しを行っております。そういったものが実際に、この統合型GISの中でどう使えるかということを具体的に24年度から検証をしております。

委員（三輪順治君） わかりました。できればその段階で、GISというのは何で私問題にしたかということ、行政の仕組みを大きく変える可能性があるシステムだと、私は認識をしております。それは、この間早稲田大学の先生も議員定数を議論されたときに、今どこでしたか、大阪だった、福井だったかな、新潟だったかな、検証されとるんです。つまり、面積の関係とか、人口密集度であるとか、いろんな形でGISが議員活動においてバックとなるようなデータを与えてくれると、これは議員の方の側ですけど。

行政においても、例えば上水道の工事、それから道路の舗装工事、今恐らく連携ととられとんでしょうけども、地図の上で目視するものがない。そうなると、例えば同じ期間で同じ場所を工事するんでしたら、調整事務が当然図面上で非常に簡単にできると思います。ですから、効率化にもとり、そしてその関係する民家の方に説明を下水が行って、今度はどっかが行って、仮に民間も入ってきますと、一緒くたにできて、非常に担当する民家の方もストレスが1回で済むと、こういうことになりますし、そら一端ですけどね。一端の例ですけども、ある意味では本当に行政の仕組みを変えていく可能性があるものですから、じっくりお考えいただきまして、ひとついついつまでにとということではないでしょうけども、ご検討いただければ、大変これからの分権化の中で大いに役立つツールであるというふうに思っています。

なお、公開型GISについては何かお考えありますでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） これにつきましても、今県が公開しております防災情報でありますとか、文化財の情報でありますとか、そういったものも井原市もちろん持っておりますので、これらもまだ検証しておりませんが、内部でレイヤーを含めまして、そういったど

ここまで使えるかということは今後見据えて、計画の中にありますように、公開型についても検討していきたいと考えております。

委員（三輪順治君） よろしく申し上げます。特に、公開型になりますと全国からも見れますから、DVDの作成、それから文化財のデータベース化、いろいろ縦で走ってます経過がありますので、ぜひ統合型GISでうまく連携していただいて、例えば大阪の方が観光地を見る場合に、あるいはその他文化財含めて、1つの画面でいろんなクリックを少なくしながら展開できるような、ひとつ構想でお進みをいただきたいと思います。

現時点では、まだ具体が検討中だということでございますので、この件は、私は以上で終わります。

〈なし〉

〈ケーブルテレビの双方向機能の活用について〉

委員（三輪順治君） 2点目に上げさせていただいてるのが、CATVの双方向機能の活用の考え方でございます。

まず、お尋ねしたいんですけども、井原市内のCATVは、平成20年度までに国の制度を使いましてインフラ整備をやられました。現在までの普及率、できれば井原、芳井、美星に分けることができたなら分けて、現時点での普及率、つまりケーブルを引かれてる方の割合、世帯割合で結構でございますので、わかれば教えていただけたらと思います。数字がいろいろ違うんで。

企画課長（大舌 勲君） ちょっと数字が今手持ちに最新持っておりませんので、後ほど報告させていただきます。

委員（三輪順治君） 井原市が平成20年度までに、記憶によりますと12億七、八千万円程度全体事業費かけて、美星、芳井、それから高屋の奥、それから木之子等含めてインフラ整備されたと思います。

まず1点、光ファイバー引かれたんでしょうか、それとも同軸を引かれたんでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 市内、両方のものを引いております。同軸もありますし光ファイバーも引いております。

委員（三輪順治君） その意味は、どういうことですか。地区によっては光、地区によっては同軸、あるいは同じ地区に2つ引っ張るとんでいらっしゃるんですか。どういう意味でとりやええんですか。

情報管理係長（岡本健治君） 引いとりますものは、HFCと呼ばれる工法で幹線が光で

す。拠点となる幹線が光で全部引いておりまして、各地区地区にポイントとしてノード機という、要するに光の信号を同軸ケーブルに信号を変換するものの機械、ノード機というものを取りつけて、最終の各家庭に届く末端は同軸ケーブルで届けております。

委員（三輪順治君） わかりました。そうすると、家庭から見れば光でない環境にあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

情報管理係長（岡本健治君） そうです。家庭から見れば、最初同軸で入っているということですが。

委員（三輪順治君） いろんな制約がある中での整備事業だったと思います。実は、このCATVについて私も独自にちょっと調べさせていただきましたが、岡山県下15市ありますけども、光ファイバーが入ってないのは井原市だけという資料がここにあります。これは、県の情報管理課がつくった資料です。岡山市、倉敷市、言いませんけど、15市の中でほとんどが光ファイバーが整備されてます。それから、光ファイバーとCATVと両方持っているのが岡山市、倉敷市、笠岡市、総社市、浅口市と、井原市がCATVのみで光ファイバーが入っておりません。これが現状です。

そうすると、井原市とすれば国の補助金も使いながらインフラ整備を第三セクターの運営母体を中心にやられたわけなんですけど、特徴の一つに双方向機能というのがあるというふうに私は理解してとるんですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 双方向機能ができるということで、井原放送はインターネット配信サービスも行っております。

委員（三輪順治君） 双方向機能というのは、ちょっと一般的にわかりづらい表現ですが、具体的に、例えば行政分野でいいますと何ができますでしょうか。あるいは、現実使われるところがあったらご紹介ください。

企画課長（大舌 勲君） 現在行政的には、情報化計画にもありますが、いろんな、CATVを行政施策、情報施策として使用させていただいておりますけども、あくまで片方向機能を活用した、要はテレビを受信機として使っていただく片方向機能を計画しております。双方向については活用計画はございません。

委員（三輪順治君） せっかく十何億円、それから今言われたように、同軸であるところとちょっと制限かかってきますけども、双方向の機能があれば恐らく今日いろいろ全国で事例があるやに思います。例えば、私のほうから言うたらおかしいんですが、私が調べたところでは、高齢者の買い物支援とか、安心・安全サポート、それから見守りとか、あるいは遠隔医療とか、遠隔教育とか、いろんな機能をCATVから引き出してあります。これは、インフラ整備をもし一緒にやるのであれば、非常に素直な発想で延長線上にあるということなので、行政的にも理解できますし、それから設備投資といいますが、投資効果を引き上げるために

も、私は非常に有効であるというふうに思っておりますが、井原市さんのほうにおかれましては、井原放送を母体として13億円投資されたねらいというのはどこにあるのでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） これは、情報インフラの整備ということで、市内どこにおられても同じ情報が得られるということで、各戸へ、全戸に情報インフラを配備したということでもあります。

委員（三輪順治君） すると、どこにおっても見られるという中身の情報というのは何を想定されましたかね、当時、計画時点で。

企画課長（大舌 勲君） これは、行政情報、行政番組の配信がございました。

委員（三輪順治君） そん中に防災関連入ってますか。

企画課長（大舌 勲君） 入っております。

委員（三輪順治君） 私も、テレビで昨年、ちょうど1年前の大震災の、ちょうど私はベッドの上で見よったんですが。本当にこの世のものとは思えないような光景が流れてきました。災害時の情報というのは、単に耳ということだけでなく、画像が動く、そしてリアルタイムにその情報がとってける。これは大きな、いわゆる避難をするにしても、あるいは情報を正しくつかむにしても、文字であれば何回も読み直すことができますし、これはCATV機能を本当に有効に使うということになれば、私はそういう使い方こそ生きた投資のあらわれであるというふうな理解をいたします。

今後、この情報計画の中にも一端が、CATVの双方向機能を活用した中身が、一端ありますが、ここらあたりこれ5年間計画ですから、何年に何をやるとはお書きになっておりませんが、福祉・保健・医療、環境に関する情報を初め、市のホームページが家庭のテレビで入手できるようなサービスの提供について検討を進めます。終わりますけども、この投資したインフラの活用については、具体的にはいつから、どのような形でお取り組みになる予定でございましょうか。

企画課長（大舌 勲君） 今の部分は、市民サービスの向上の中で、テレビを活用した行政情報配信サービスの提供という項目でうたっております。これにつきましては、その下にもございますが、自宅のテレビのホームページ、これは要はデータ放送を意識したものであります。しかし、これにつきましても双方向じゃなくて、片方向の機能を使わせていただくということでありまして、テレビの画面で見ただけということでございますけども、これにつきましては、現在は井原放送を使いまして緊急告知システムを3年間で音声の配信ということをやっておりますので、データ放送につきましては、今の緊急告知の音声放送を補完する意味でも、その後の計画に今は考えております。

委員（三輪順治君） 岡山県がことし取り組まれようとしております買い物、ネットスー

パーという構想はご存じでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 名前だけでちょっとわからないんですけども、私が知っておりますのが、商店に対してインターネットで買い物を申し込むと、すると宅配業者が持つてくるというサービスが行われているのは知っております。

委員（三輪順治君） 県の重点事業調書、これはホームページでとれるんですけども。これ見ますと、中山間、山間地域における買い物、日常の買い物に不便を感じておられる集落の方々に対して、これはモデルですけど、この買い物支援をネットスーパーという形でおやりになるということでございます。もちろん、媒体として何をお使いになるかという詳しいところまでは出ておりませんが、これは県内の一地域、多分美咲町だと思います。一地域を利用してやられるんですけども、こういうふうな形でインフラの整備をしたら、次に活用のアイデアを民間ともども、いろんところで検証して、せっかく持つCATV機能を音声だけお使いになるということだけでなく動画情報を含めて、家庭のテレビがインターネット端末になるわけですから、つまり、専門的な用語になりますので言いませんけど、装置を絡ますことによって、そういう環境に置かれるわけございまして、そしてそのことを使えば、例えばこの間おやりになった市民アンケートも、3,000人とか5,000人を対象にされましたけども、テレビを見ながらアンケートに気軽に答えていただく。こういうこともありますし、地域別の集計もコンピューターを絡ませばできてくると思います。

ですから、私はぜひ、今余りはっきりとしたお考えをおっしゃってないんですが、時代はどんどん変わってまいります。せっかく井原市が投資したお金を皆さんに還元していただくべく、民間企業のお力もかりながら、この双方向機能というものをうまく引き出して、ぜひ、限界集落を含め中山間でいろんな問題が多いところを含めて、支え合いが基本とはなりますけれども、使いやすい端末の開発を含めて、積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

今のお話では具体的には出ませんでしたけども、どうぞ、これは所管しております郵政省の中国総合通信局の有線放送課なんかにお問い合わせになれば、こういったCATVの具体的な活用が出てますから、ぜひご研究なされ、いいアイデアで市民サービスや生活や医療、環境含めて、市民病院も今お話を聞きますと、新年度から訪問医療をなさると、こういうふうなことが漏れ聞いとります。具体的な説明はまた予算委員会のほうで聞きますけども。そうすると、行った後の対応、お医者さんとか看護師さんが行かれた後、その方はおひとりとか二人暮らしになるわけですけども、その後の対応が今度はテレビを通して保健師さんとか、いわゆるほかの方々とも連絡がとれるし、いざというときの対応もできます。ですから、本来の機能を生かしていただきますようにご検討、ご研究をなされ、前へ進めていっていただきたいと思うんですが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） 委員さんがおっしゃいますように、本当に日々進化しております。双方向を使うというのが究極の最終の利用の利点かなということは感じておりますけれども、双方向に入るということは行政側の負担では済まないことが発生してまいります。利用者がインターネット加入いただいて、そういった利用者負担が必ず発生してきますので、現在のところにつきましては双方向でなくて、片方向を重視していくという計画であります。

委員（三輪順治君） 現在はわかっとなです。告知システムを含めて無償で端末を、これは後議題になりますけれども。そうでなくて私が言いたいのは、井原市はもうCATVが100%インフラできとんですよ。これ県内の市にはないんです、そういうところが。だから、その強みを生かした活用、あるいはそういった構想といいますか、ソフトを盛り込むことで地域が生きてくるといいますか、弱ったところを少し刺激をしてあげることが必要なんでね。今のご答弁、少し現状是認で、将来については検討の一端は述べられましたけれども、余り積極性がないんでありますので、井原市がぜひ全国に先駆ける、そら大げさですけども。情報開発ソフトを開発されたら、これ一回言ったことあるかもわかりませんが、それを特許法として申請し、それを売ることができるんです、全国のCATV会社へ。ですから、私は元が取れると思います。そして、市場規模もかなりあると思います。ですから、それは市民の方々の税金を幾らかお使いして助けていただきながらやっていくというような、あるいはメーカーさんのご協力、国のほうのご理解含めて、ぜひ前向きな検討、具体的な検討を始めていただきたいんですが、いかがでございましょうか。

企画課長（大舌 勲君） ご意見ありがとうございます。まだ、先ほど言いましたように、まず双方向を整備するのを先と考えております。しかしながら、研究はやはりさせていただきたいと考えております。

委員（三輪順治君） ぜひ形にして、市民の方々に還元していただきたいというふうに思います。せっかくあるテレビを使いましょう。

それから、普及率わかりましたかね。

情報管理係長（岡本健治君） 井原放送の普及率でございますけれども、2月末の加入件数を申し上げます。まず、井原地域が9,971件、それから芳井地域が1,735件、美星地域が1,252件、合計で1万2,958件の加入数となっております。ただ、これは井原放送から今聞いた数字でございますので、世帯で割ることがちょっとできませんもんで、本当言えば世帯戸数で割れば一番よろしいんですが、今加入件数はこのようになっております。井原方向のほうでは、普及率は約9割少々と、93%程度というふうに見込んでおられるように聞いております。

以上です。

委員（三輪順治君） 93%程度ということになると、7%の方がまだ引かれない状況にあるということですが、ざっと1万6,000世帯の7%というたら何ぼですかね、1,000世帯程度がありますね。井原放送を引かれなくても多分パラボリアンテナを立てて、今はスクランブルかかっていると思いますから、スクランブルを解除したら地上デジタルも映ると思います。特に、山の上のほうではそういう電波環境いいところは、これは将来ともに引かれない場合もありますと、私は思っています。市内のどこでも引かれない方もいると思います。しかしながら、実際今お聞きしますと9割に近い方がお引きになっているわけですから、これらの方々に対して、先ほど申し上げましたような、双方向機能を使うためのソフト整備を、ぜひ真剣に取り組んでいただきますようお願いして、私のこの質問は終わります。

委員（森本典夫君） 意見はありませんが、ちょっとお尋ねをいたします。

先ほどの論議の中で、光については一定のところまで行っていると、それから先は同軸で行っているから家庭は同軸、すべての家庭だろうと思いますが、同軸というふうになっている話ですが。時々光が入ってないんで便利が悪いというような話は聞くわけですが。今のこのようなやり方で今回やっているということは、家庭まで全部光が入ってないということになっているわけですが、この点ではどういうふうなことで、そういうふうになっているのか。ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

末端まで光を入れればよかったんだろうと思うんですが、どうでしょうか。

情報管理係長（岡本健治君） 今回の整備しました芳井、美星それから高屋北部、木之子工業団地付近でございますけれども、既存の井原放送のCATVの方式にそろえてやっております。ここを光だけでしますと、また仕組みが全く変わってくるものですから、二重の整備が必要となることから現状を考えてHFC、従来井原放送がやってきた手法を協議の結果取り入れてやっております。また、これで経費の削減もしておりますが、それから速度のスピードにつきましては、現在の技術では光と、途中まで光、その末端が同軸ケーブルという中では、速度的には余り変わらなくなってきているのが現状です。

以上です。

委員（森本典夫君） 専門的にはちょっとようわからんのですが、余り変わらないということですが。専門的にそれをやっている人の話ですと、光と同軸とはかなり差があるというような話はあるんですが。例えば同軸をすべての市内、光にかえるというふうなことが可能なのかどうなのか。そして、もしそれが可能ですと費用的にはどのぐらいかかるのか。そのあたりがわかりますでしょうか。

情報管理係長（岡本健治君） 費用については、市内全域ということになりますと、実は試算しておりません。

それから、やる手法につきましては、もし全部光にするということは、今の仕組みを残した

まま新たに光を引いて、それから今の仕組みを取ることになりますので、かなりの費用がかかることが想定されるかと思います。

委員（森本典夫君） それは、今言われたような手法でやれば可能なわけですね。

情報管理係長（岡本健治君） 技術的には可能かと思います。

委員（森本典夫君） 費用は莫大かかるのでしょうか。そこらあたりは全く想像つきませんか。

情報管理係長（岡本健治君） 申しわけございません。現時点では想像つきません。

委員（森本典夫君） 光と同軸とでそう変わりはないという。あの方は言ってみれば専門家に近い人ですが、変わりがないということでも、やはり光が入っていないからというような話がちょこちょこ耳に入ってくるんですが。我慢できる範囲内なんでしょうか、どんなでしょうか。

情報管理係長（岡本健治君） 申しわけありません。我慢の程度がよくわかりませんが、普通、今の技術で、今の井原放送のほうで引いてる技術、去年機械を入れかえまして、いわゆる光が通常今まで言ってきた100メガという速さがあるんですが、ここまでは機械上、理論上出るようになりました。また、最近の機械では、これももつを入れかえればという話ですが、最高スペックが1ギガ、1000メガというところですね。ここまではできるという技術は今できております。したがって、あくまでこれは下りという方向のものです。だからダウンロードとか、ものをとるとかというほうの、そちらのほうの速さですが、こちらについてはもう遜色ない程度に来ております。

やはり問題は、1つあるのは上りのほうのスピードだけはちょっと否めませんが、そのところだけです。

委員（森本典夫君） となれば、いろいろ改善されたということでありませんが、光が入っていないからという声も余り聞かれないようになる可能性が出てくるんだろうと思います。今後の状況を見ていきたいと思います。ありがとうございました。

〈なし〉

委員（三輪順治君） それでは、3点目に入ります。

関連した項目が、今、森本委員のほうからありましたけども、現在井原市内で利用可能なインターネット環境は、ご案内のように3つがあります、Aプラン、Bプラン、Cプランということで。最高の、先ほど岡本情報管理担当係長のほうがおっしゃったように、上りスピードが問題が私はあるというふうに思います。これが最高で今2メガです、2です。下りは確かに100をうたわれておりますが、商売する上で、例えば製図であるとか、写真である

とか、あるいはかなり重たい情報を企業の間では通常やりとりをされております。ですから、そういう方にとっては、2というのはもう本当に仕事にならんレベルであると。私の知り合いでも倉敷に事業所があって、井原で開きたいんだけども、インフラ環境が悪いので井原では仕事にならんと、こういうふうに嘆かれております。これは現実の話です。

一方、NTT西日本のフレッツ光等の情報を見ますと、上り、下りとも、下りを含めて200メガをうたってあるわけです。そのスピードの問題とあと料金の問題なんです。井原放送は第三セクターではございますが、民間会社でして、安いのがAプラン、3,465円、月額、それから高いのがCプランの5,985円、そうです。それからあと光については料金がまたこれもあります。

私が申し上げたいのは、ネット環境ということで3点目上げてますけども、先ほどご案内したように、井原市はCATVしかない、しかも同軸のレベルとなると、これは設備投資するためには物すごくお金がかかると思います。恐らく過去に同軸を引かれた旧市街の老朽化も始まってきつつあると思います。ですから、井原放送が今後、例えば5年先、10年先のネット環境に耐え得るためには莫大な投資をしないと、例えば隣の矢掛とか笠岡とか高梁に負けてしまうようなネットの谷間になる可能性があります。民間企業と言いながら資本が5.6%入っておりますけども、ここになると井原市のネット環境を真剣に考えてやらんと、これから民間企業もいろいろなサービスを提供してきます。井原市の場合は、ヤフーBBとかもありますけども、NTTが基本的に来てないということが本当に寂しくて、本来国民がひとしく享受すべきものが、井原市だけ、例えば県下でサービスが受けられないということになったら、私は非常に寂しいという気持ち以上に、この地域がおくれてしまうという焦りが非常にしてくるんです。

ですから、結局この5年先、10年先の井原のネット環境をどうすべきかということを実際に考えていただいて、井原放送の支援策を含めて、あるいはNTT西日本の誘致を含めて、もう議論すべき時期に来たと思うんです。そうしないと、私はこれからメディアのITの革新の時代についていけなくなって、本当に陸の孤島になってしまう。それは、とりもなおさず防災情報でもそうなんです。防災情報においても、いろんなソフトが入ってきます。もう今既にiPhoneとかiPadとか、本当に世の中もうわからんぐらいスピード進んでます。そうならんためにも、情報投資は先行的にやっていく、しかも井原放送では恐らく全路線を引きかえるのが、光ファイバーに引きかえるのが難しいということであれば、資本力の大きいいろんなかかわりを含めて、井原市民のためにそれを決断する時期が来ると思いますけれども、この5年後、10年後のネット環境に対応すべく、井原市さんとしては現時点でどういうお考えがあるか、お聞かせを願いたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） 井原放送さんの施設につきましては、おっしゃいましたよう

に、もう既に整備して10年以上たってる部分がありまして、施設の更新等が始まってこようかと思います。そのあたりにつきましては、具体的なお話はまだ聞いておりませんが、将来的には光の方向に向いているというお話は聞いております。

もう一つ、今NTTのお話が出ておりますけども、現在企業向けの専用保線サービスはNTTも入っております、光で契約して光に専用保線を契約されている企業もいらっしゃいます。ただ、今、委員さんがおっしゃられるのはフレッツ光ということで、一般個人向けのといいますか、のサービスは入っておりません。これにつきましては、本年1月の末になりますが、市長がNTT西日本の岡山支店に出向いて、支店長に直接要望いたしております。

委員（三輪順治君） 何、1月ですか。

企画課長（大舌 勲君） 1月末です。その時点で、ぜひということで要望いたしまして、25年度の計画にもぜひ入れたいということで。

おりますが、まだこれは決定ではありませんし、それからこれから本年度9月あたりに決定するんじゃないかということでもありますけども、そういった要望も市長行っております。

そういう中で、情報インフラがいろんなインフラがあるということは、市民にとっては大変有効でありますので、市としてもそういった情報インフラの整備につきましては、積極的に支援していきたいと考えております。

委員（三輪順治君） もうビッグニュースですね。実は、私は岡山県から取り寄せた資料の中にこう書いてあるんです。これまでのインフラ、ブロードバンドは県内ほとんど終わったと。これからは、民間のサービスの充実が求められているところであり、市町村等の要請があれば、県としても通信事業者（NTT西日本）等へ伝えてまいりたい。非常に、県としてもバックアップ体制に十分な体制を組まれてます。

私が懸念しようるのは、さっき言いましたように、極端な話で陸の孤島ではいけない。そして、市民が同じようなサービスが受けられるような環境、特に企業立地に当たって、四季が丘に何件もお問い合わせがあるようですが、情報インフラの整備も、やはり問題が中に内在されてるんじゃないかと思うんです。これは、市内企業用地に立地する場合も同じことが言えるんです。

そういう意味で、まだ非公式で発表ありませんが、平成25年度以降計画にどうのこうのという話がNTTの戦略本部であれば、もう大変、もうこれはもうすばらしいことです。ぜひ、井原の情報過疎地を生まさないためにも、市長含め幹部の方々、行政の方々のご努力、そして我々もそういう情報も得れましたら、関係方面に働きかけてまいりたいと思っております。ぜひ、そういう環境にしてほしいと思います。そのときに、前段の質問とも関連しますが、ぜひソフトも組み込んでいただいて、井原市独自の関係、教材についてはまた予算委員会でも聞かせてもらいます、国語の教材も。

要は、皆さんが使えて、それを享受できるような環境をするのは、やはり僕は行政とか関係企業の、基本的な企業の役割だと思いますので、そういうことを切にお願いいたしまして、一日も早くNTTの回線が具体的に前にいきますように私は希望して、この質問は終わります。ありがとうございました。

委員（森本典夫君）　　今の話でNTT西日本の話がありましたが、25年度の計画にぜひ入れたいという話だったということですが、井原放送との関係はどうなってきますか。

企画課長（大舌 勲君）　　そこにつきましては、井原放送は既にもう各世帯まで線が行ってまして、これは営業そのものは井原放送がやっています。続いて、フレッツ光がどのあたりまでのサービスを計画されるかまだわかりませんので、その点についてはわかりかねます。

委員（森本典夫君）　　わかりました。経過をよく聞きたいと思います。

〈なし〉

委員（三輪順治君）　　4点目は、昨年9月議会本会議以降問題になりました、問題といえますか質問をさせていただいたテーマでございます。いわゆる基幹系システムの構築についてで、昨年9月に債務負担行為を1億9,600万円で、たしかお組みになりました、議決をやりました。その機関係システムの取り組みの今日時点の状況、契約の状況とか、それについてお知らせをください。

企画課長（大舌 勲君）　　現在、庁内では103業務についてOA化しております。その中で、今言いましたホストコンピューターで行っております業務が45業務ございます。これらをクライアントサーバー化にしていくということで予算措置をお願いしたところでございます。

このホストコンピューターにつきましては、26年でもう最終使用期限が来ますので、26年度が終わるまでにすべての業務をオープン化するというところで動いております。24年4月、この4月には住民、それから選挙関係を主体とした業務をクライアントサーバーに移行するようにしております。

それから、25年4月に向けて税関係を行うということで、それに関連した業務が続いてクライアントサーバー化されるということになる予定でございます。

ですから、一応業務につきましては、25年4月までに主な業務につきましては、クライアントサーバーに移行いたしまして、それに付随します小さな業務がたくさんホストコンピューターの中にあっただけども、これらは一般のオープンシステムの中で対応できるように変更していく予定でございます。

委員（三輪順治君） 大きな流れは大変結構でございます。ちょっと具体的には、昨年9月の債務負担の1億9,600万円は、平成24年度の当初予算を見ても、私が少しよく見てないのかもわかりませんが、当初予算に反映されていないように私は見たんですが、入ってますかねえ、当初予算に。ちょっと確認をしたいです。

企画課長（大舌 勲君） 入っております。

委員（三輪順治君） また予算委員会のお聞きしますが、項目だけで結構でございますので、どういう項目に入ってます、金額と。

企画課長（大舌 勲君） 基幹系システムのサーバー使用料ということで、使用料に入っております。金額的には……。

委員（三輪順治君） 7で割りゃええんじゃろ、1億円とおっしゃったが、3,000万円ぐらいか。

企画課長（大舌 勲君） 予算金額は2,750万円。

委員（三輪順治君） わかりました、それはわかりました。ぜひ、進めてください。

あと税、これも予算委員会で聞きますが、よくわからないんで、これも素人で申しわけないんですが、去年たしか住基関係の税移行システム経費で六、七千万円、それからことしが税の関係で9,000万円、昨年住基で。7月から外国人登録の関係があるんで、さっき言った2,750万円に、いわゆるクラサバのシステムとしてオープン系のパッケージを取り入れて、7年の賃貸借でソフトパッケージを入れて7月を迎えると、これはこれでわかりました。

それで、あと細かくは、もし時間が許せば予算委員会でお聞きしたいと思っておりますけども、企画課長さん、岡山県の、私もこれ後日知ったんですが、岡山県情報システム到達ガイドラインというのはご存じですか。

企画課長（大舌 勲君） いえ、知りません。

委員（三輪順治君） 私も、うっかりしてよく見てなかった、これ去年の、昨年2月24日に岡山県がシステム調達に関するガイドライン、調達ガイドラインを出されとんですよ。これ、ぜひホームページ見てくださいね。そこに、情報システムの調達の非常に複雑性からコストの削減や競争性や透明性の確保や知識、ノウハウの蓄積を目的に、ガイドライン、これぐらい多いんですよ。これ大変じゃ思いますけど、情報システムは、私は、言い方がきつくなったらごめんなさい、既存の業者は確かにもう本当信頼関係の上で成り立つとるから、わからなくない気持ちはようわかります。画面の流れとか、帳票の打ち出しというのは、もうなれ親しんどるからわかる。けども、技術革新どんどん進んでまして、クラウドという話も一方ではあるんです。ですから、あえて別れを求めにゃいけん時期も来ますから、井原市、昨年ちょっと本会議でも乗藤議員が質問されましたけども、既存メーカーのノウハウも

当然必要ではありますけども、実はそういう形でいうと、ここに県のガイドラインにはきちっと書いてあるんです。

例えば仕様調達書なんかをつくる場合は、既存の当該業者が応札候補者でなければ可能ですと、つまり逆に言うと、応札可能者は仕様書をつくっちゃいけませんと書いてあるんです。これ県の調達ガイドラインですよ。こういうふうな形で公平性とか、競争性とか、証明性を求めるのであれば、これもし、お知りにならなかったということであるんで、ぜひ熟読していただいて、情報システムというのは本当にわかりにくいんです。システム構築費が例えば1,000万円じゃ言われたら、素人は、ああそうですか言うしかないんです。建築などならば、まだ技師の方が単価計算されますよね。おお、それはおかしいじゃないか、もうちょっと安くなろうかと、これ。何コスト、何人月、SEが、こうやられますとわからなくなるんですよ。ですから、できるだけ透明性を保った形で調達をお願いしたいと思います。

これはもう決まったことですから、あえて言いませんが、調達方法も井原市が今採用しているような指名はありませんよ、県のガイドラインに。指名というのは一切ありません。よく熟読されて、今後この思想を生かすような形で情報システムの調達に取り組んでいただきたい。このように思います。何かご感想があったらお聞かせ願いたいと思います。

企画課長（大舌 勲君） ありがとうございます。新しい情報でございます。執行部も、言われましたように、既存の事業者が必ずいいというて思っておるわけではございません。やはり、確実性それからコスト意識を持って取り組んでいくべきだと考えておりますので、三輪委員さんがおっしゃるとおりの、現在のベンダーさんが必ずしも正解ということで動いているというわけではございませんので、よろしくお願いたします。

〈なし〉

〈緊急告知システムについて〉

委員（三輪順治君） 次は最後でございますが、緊急告知については、昨年9月の本会議に財産取得の関係で、付託省略で本会議で議論させていただきました。その中で、調達の手法については、これは総務部長さんのお答えでございましたけども、指名審議会で7社指名し、辞退が5社あって、最終的には2社での競争で選定の結果、現行業者パナソニックに決めさせていただいたわけですけども、その根本理由が365日の24時間対応、つまりいつでもオンサイトといいますか、修理の可能性を示唆されました。

この体制というのは、いつ生まれとんですか。どこで組ませさしよる予定なんですか。ちょっと、まずそれをお聞かせください。

企画課長（大舌 勲君） これにつきましてはパナソニックの内部でございまして、ちょっと今ここにどこの支店で本部体制というのまで持ってきてございませんが、パナソニックの内部でこの保守をする上で24時間、それから365日、この異状に対して対応できる体制をとっているという提案でございました。

委員（三輪順治君） 提案じゃなくて契約事項でしょ、契約条件でしょ。

企画課長（大舌 勲君） はい、その提案により契約をいたしております。

委員（三輪順治君） 契約された後は、多分工程表なんか出ると思うんですが、その中がないんですか。

情報管理係長（岡本健治君） 今の緊急告知の保守でございすけども、パナソニックの岡山支店が担当いたします。ただ、岡山支店から24時間と言いながら、井原放送の協力も得て連絡が行くような体制にいたしております。ただいま導入しとりまして、配布の時期を行っておりますので、確定すれば市のほうの体制も整えていかなければならないというふうには思っております。

委員（三輪順治君） わかりました。具体的に拠点施設が岡山市内にあるということ、岡山市内ですね。

情報管理係長（岡本健治君） そうです。

委員（三輪順治君） はい。じゃ、次に行きます。

それから、配布方法についてなんですけど、今日消防団の話がこの間本会議で一部出ました。私も、消防団の方がお配りになる予定はいろんな点でメリットは感じますが、非常にストレスが強い業務であって、本来火事になったときに、もうくたびれてしまわれたら困ると思っておりますよ。

言うんが、消防団は、私がちょっと調べた中では、団員さんが1,300人程度いらっしゃいますよね。その中で民間企業にお勤めの方が1,100人超えていらっしゃるんですが、消防団、きょう参与おいでになってますね、参事。ちょっと消防団の職業構成をおっしゃってください。

消防団参事（長川行雄君） 現在ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきますと思います。

委員（三輪順治君） そしたら、私が持っていますから言います。あのね、いや、ごめんなさい。ちょっと見つからなかったから。

就業形態言いますよ。現在、実員数が1,334人、団員数。国家公務員2名、地方公務員90名、農協職員等特種法人の職員36名、日本郵政グループ14名、その他1,192名です。となると、ふだんはお仕事されてますよね、平日はね。今消防団のほうに端末器をお配りになつとるということではございますが、中に入ります前に、そもそも総務部長、去年

9月にこうおっしゃったんですよ。端末の設置については、消防団のしょの字も出ておりませんよ。9月議会でこう言われとんですよ、これ議事録ですから。云々くんぬん、当然個々のお宅の同意もいただいた後に配布、設置をするというふうに考えております。正確な把握は自治会長さんに説明し、各家庭の同意をいただくというときに、加入されているか未加入かを確認して配布、設置を進めていくということになるかと思えます。ご記憶はあると思います。

現在やり方を見ますと、言い方悪いんですが、一方的に家庭に行って、その家庭が要る要らんの有無にかかわらず送りつけて、送られてきた方は、返送しようにも返送しようがない。返したいけど返しようがない。あわせて、意向も聞かれてないわけです、一方的ですから。それに、消防団が後負って、おつけになる場合にお一人でできん場合はおつけさせていただくと、こういうことです。

私が聞きたいのは、この仕様書を昨年いただいとりますけども、仕様書の委託の条件の1番に、こう書いてあるんです。緊急告知システムを構築するすべての業務を委託すると。これどういう意味ですか、企画課長。

企画課長（大舌 勲君） それは、そのハード部分といいますか、設備、施設、器具が個々に、システム含めて運用できるようになるハード的なことを言っておりまして、今の配布業務までを含めたものではありません。

委員（三輪順治君） それは、井原市とそれから相手方といろいろやりとりされとる結果ではあるんでしょうけども。一般に読みますと、委託の条件のイの一番に書いてあるんです。システムを構築するという意味は、一般的に言いますと、ソフト、ハード含めてですね、一般的には。すべての作業を委託するんですから、私は、当時総務部長がこういうふうに答えられたから、確かに見守りとか何やかんやの確認の意味で、自治会長さんが絡むのは、まあ、こら地域のコミュニティーにとっていいことだから、まあ、よしとしたんですが、改めて契約書を見ますとそうなるとるんです。

ですから、しかも消防団の方が、先ほどお話ししましたように、ほとんどの方が民間への企業就職者なん。そうすると、夜夜、土日、くたびれていらっしゃいますよ、家族と話もしたいですよ、でもノルマがあるでしょ。ことし井原と西江原やられてますね。来年はそれを除く旧市内ですよ。例えば出部を例にとると、出部は3部ありますね。世帯数は幾らありますかね。今日、市民課長おってない。世帯数は幾らありますか。

情報管理係長（岡本健治君） 出部の世帯数ですが、計画時点の平成23年11月末現在で2,628世帯となっております。

委員（三輪順治君） 団員数は、消防団参事わからんですか。

消防団参事（長川行雄君） 現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させ

ていただいてよろしいでしょうか。

委員（三輪順治君） そんなにたくさん数はいらっしゃらないと思います。休みの日には一日一日回って、平日は夜な夜な行ってでしょう。そうでしょう、実際、今民間人が1, 100人からいらっしゃるんだから。行ったら留守がありますよ。井原放送入ってない未加入で後回しになったりする場合がありますよ。もう本当に疲れ切りますよ。幾ら500円いただいても、お金じゃないと思います。平日は、会社で厳しい勤務、一杯やりたい日もあるでしょう、夜行くんですよ。そら、消防団の幹部クラスの方とはどう話しされたかわかりませんが、実際に行く団員のお気持ちにもなってあげてくださいというのを、私が言いたいです。

だから、たちまち西江原と井原は、今おやりになっている形はもうかえられんと思いますけども、本来私の理解は、この仕様書の1行目にある、現在の受託業者がすべての作業を受けるべきであると、私はそういう理解しておりますから、もとのところへ返していただいて、期間内に端末器を取りつけてもらうというのが、私は言いたいです。本当に火事になったときに、くたびれて出られなかったらどうしますか。そうでなくても、消防団の方にはもうこんな、本当に日ごろから火事を起こさないために、もう見回りから、もう何やかんやから、本当にお世話になつとる。もう一回考えてみてください。

その緊急告知は、緊急告知で議決したことですから、いいように運用していただかないといけない。そのための今スタートを切ってるわけですから、ええようにしてあげないと、私はみんながくたびれてしまって、結局流れた情報が何かとあったときに、またいろいろご批判を浴びてもいけない。今は13地域のブロックしか限られてない契約になってますが、本当に使い勝手がええのはどうなんかな。それから、美星、芳井、有線放送や無線があります。その使い方についても早目にお知らせをすれば何か工夫しないと大変だと思います。

ですから、緊急告知は緊急告知で市長のマニフェストの一つでありますから、実現してあげりゃええんですが、ぜひ、先ほど言いましたような、双方向機能の活用、動画情報の活用含めてやっていただかないと、この緊急告知については、なかなか皆さんが疲れるばかりであるというふうに思います。

今日はもう時間がありませんので、もうこれ以上言いませんが。いずれにしても変えられるものなら、消防団の方々にご協力いただいて配るというのを私は変えていただきたい。業者ともう一回話をして業者の責任で、そら追銭を打てと言うんなら考えてもええでしょう、考えていただいて結構ですよ。地域の方々が疲弊せん形で配ってください、トラブルが少ないように。これはぜひお願いします。

何かあったら……。

副市長（三宅生一君） 緊急告知システムについて、市長の公約で3カ年で実現しようと

ということで、このたび配布について消防団のほうへお願いしているところであります。年度末ということで非常に厳しい状況、それから消防団員の方には特にこの時期時間的な要素も含めて厳しい時期だろうというふうにも思っております。これについて、私ほうは、どういふんですが、厳しくないというとらえ方で思っているわけではございません。あくまでも、このシステムが各家庭にすべからく行くということの中で、どういった方法がいいんだろうかということを考えてみたときに、やはりこれを実効性のあるものにするためには、消防団員の方にひとつお願いしたらどうだろうかということをお願いしているわけです。

実際、夜な夜なやっていただくわけですが、職員のほうは日々少し楽な業務をしているのかもしれませんが、一般の会社の勤めの人には非常に厳しいことでやられているんだろうと思っておりますので、そういったことを全く、気持ちの中で申しわけないという気持ちがないのかということじゃなくして、いろいろなことを考えた中で、そうやらせてもらったらどうだろうかということでもって、深い理解をしていただいた後やっていただいている。なおかつ、皆様方には非常にご苦勞かけているというふうな気持ちでいっぱいであります。

今後、来年、再来年ともあるわけですが、来年といいますか、24年度、25年度とあるわけですが、ぜひともこの年度末になってしまったこのものを、今度は少し余裕のある期間を設定しながら、引き続き消防団員の方にお願ひしたいというふうにも思っております。

消防団参事（長川行雄君） 先ほど三輪委員さんのご質問であります、出部分団の人員でございますが、現在72人の人員でやっております。

以上でございます。

委員（大鳴二郎君） ちょっと1点だけ。単純なこととは思わんじやけえど、これは防災ということに関してであるので、これはあくまでも強制ですね。そういうことで、それ強制ということを知んてすけど、それで多分これから先、24年、25年になれば多分うちはええわとか、未加入の人は多分出てくると思うんてすけえど、そういう方々にはそういうことどういふふうにも説明されるんか。あるいは、もう一遍、二遍、三遍行っても、もうええ言われたらもうせんのか。そこら辺どう考えておられます。

企画課長（大舌 勲君） まず、未加入世帯でございますが、配布するときに未加入かどうかを確認させていただいておりますので、それぞれ加入世帯の配布が済みましたら、その後市の方で未加入世帯を取りまとめまして、もちろんそのときには工事承諾というものも本人からいただいた状態になりまして、計画的に引き込み工事を市の方でさせていただきます。

それから、もう要らないと言われる方ですけども、これもとりあえず第1次は消防団の方行っただいて、要りませんという表示を紙の中に書いて提出いただきますので、それを再度市の職員のほうで確認をさせていただきます。理由を確認させていただきますと、とに

かく要らないと言われるところにつきましては、無理やり設置して帰ることはしませんで、一応未配布世帯ということで別にリストを保存しようとしております。

委員（大鳴二郎君） ということは、二遍、三遍行ってんじゃろう思うんじゃけえど、もうええ言われたらもうせんということで、防災の連絡行かんということになりますわな。それで、もう了解するということですか。もう入れんでもええということやけえな。そうとればいいんでしょ。何遍も何遍も行っても、何遍も5遍も6遍も、またその上行け行けと言うて行かれても、またええ言われたらもうせんいうこっちゃろ、はっきり言うて。

企画課長（大舌 勲君） はい、最終そういうことです。

委員（大鳴二郎君） ありがとうございます。

委員（森本典夫君） 先ほどの消防団がいろいろやったださってるということで、ちょっとお尋ねします。

私がちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、うったての段階で市役所の関係のところは消防団の方と、いつ、どういう方と話をされて、合意して、消防団にお願いするというふうになったのか。そのあたりの経過をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、機械のことで今話がありましたけれども、もう要らんというところについては、未配布世帯というふうな表現されましたが、未配布というたら、また届けられていませんよという話で、もう要りませんよという表現になってないと思うんですが。そこらあたりちょっと細かい話ですけども、未配布世帯ということで残ったら、ここはどうなつとんならということになるんで、例えば具体的には1,000軒あるけれども、その中20軒は未配布世帯ということなら、おい配らにゃいけめえがという話になってくるわけで、ちょっと表現の仕方を考えにゃいけんのじゃないかなというふうに思いますが、その2点。

企画課長（大舌 勲君） まず、未配布の表現でございますけども、おっしゃられるとおり、純粹に残っている未配布と拒否されて要らないと言われている世帯は、名称を改めまして検討して考えたいと思います。

それから、経過でございますが、まず最初に志多木団長さんのほうに事務局のほうでお伺いしまして、まずこの計画と、そういった配布についてお願いできるかどうかという、まず下相談に行かせていただきました。

委員（森本典夫君） それは、いつの話。

企画課長（大舌 勲君） 昨年12月でございます。そのときに役員と相談するというところで、そのときは依頼だけして帰りましたが、役員が1月でかわるということで、1月の早々にまた新役員で、新分団長、新役員で相談語りたいということで相談を諮られ、最初の分団長会議のときに、それまでに消防団で受けることになったので、説明に来てくれという連絡がありまして、1月14日、1月の最初の分団長会議に職員、私どもが回りまして、全

体の説明それから内容を説明して帰ったということでございます。

委員（森本典夫君） 1月14日に、全体的には受けようという話で、分団長会議が1月14日に開かれまして、全体説明、内容説明をしたということですが。そのときに、分団長の中から、今三輪委員が言われましたように、なかなか大変だというのは多分分団長も考えておられると思うんですが。その中で、何か意見があったとかというようなことはどうでしょうか。全くそれがなくて、すんなり受けてくださったというようなことになるのかどうか。そこらあたりは分団長あたりも、そりゃ内情はようご存じじゃろうと思いますが、団員のね。それでも受けましょうという話になったのかどうか。意見、要望等々、どのようなこと出ましたか。

総務部次長（佐藤文則君） 先ほど配布について団長からお話があったのは、1月6日の幹部会議です。これが新役員で、私消防団の参事をしておりますので、会議へ私は出席いたしております。その席で、団長より配布についての分団長各役員に対して意見のほうを求められました。その中で、やはり時期的なものに対しての要望がありました。今の時期ちょっとやはり操法大会で、時期的にちょっと苦しいのではないかなという意見もありましたし、中に興味深かったのが、たしか青野か野上の分団長だったと思いますが、過疎地の割り増しをもらえないかというお話がありました。距離がたくさん、今三輪委員さんのほうは多いというお話があったわけですけど、我々は配布する距離が長いと。はい。という意見もございましたが、内容的には防災にかかわることなんで、消防としては配らんといけんのだろうなということで落ちついて、市の消防団として受けることが1月6日の、この幹部会議で決定いたしております。

委員（森本典夫君） 三輪委員が言われましたように、消防団員なかなか大変だろうと思いますが、実際にいろいろ動いておられるわけですが、そういう中で消防団のほうから、団員のほうから分団を経由して役所のほうへこういう声があるとか、団員の中からこういう声があるとかということは、現時点では特にありませんか。

企画課長（大舌 勲君） ちょっと1点、先ほど1月14日の分団長会議と言いましたが、1月24日の分団会議へ職員が出ていっております。失礼しました。

現在、消防団の方から直接的にそういった配布についての苦情というのは入ってきておりません。また、配布いただいた世帯から直接市役所のほうに連絡が入って、それに対応するといったものはございますが、消防団員から直接のものは聞いておりません。

委員（森本典夫君） 家庭からの意見というのは、要望というんですか、それはどういうことだったでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） これにつきましては、取りつけの方法というのが主でございます。それと、取りつけたが音が出るのか出ないのかわからないといった、そういった問い合

わせと、それから取りつけに来てほしいというものでありますので、それについては訪問して対応をしております。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（宮地俊則君） ただいまの告知システムの各家庭への配布、設置を消防団にお願いしていること、先ほど来言われてますように、消防団には大変な負担を強いていること、またお世話になってることは重々理解できます。しかしながら、先ほど来言われてますように、安心・安全のため、私も消防団のOBでございますが、消防団というのは地域に非常に密着いたしてると思います。各家庭に配布、設置しようとするれば、必ず家庭の中に上がっていかねばならない、入らせていただかなければならない。そうした場合、先ほど言われておりましたように、パナソニックさんですか、そういった遠方から来られた方が地域の家庭に一軒一軒入り込んでいくということに対しては、地域の方も非常に抵抗があるかと思えます。そうした意味では、この消防団の方というのは非常に地域の住民の皆さんに対して信用厚いものと思っております。そうしたことから、しっかり協議された上で消防団にお受けいただいたというものであることが、先ほどお話の中で重々わかりましたので、今後とも消防団に引き続き配布、設置していただくことが、私はベストであるというふうに考えます。

以上です。

委員（坊野公治君） 私も、消防団にはご無理をお願いしとるという意見もありますけれども、やはり地域に密着している消防団にとって、家を周知するという面をもってしても、これは消防団にとってもプラスになる事業ではないかなというふうに考えます。その中で、この2月、3月に井原と西江原に配っていただいているというのは、非常に無理をお願いしとるということは感じとるところであります、この日曜日に操法大会もあるということで。新年度、24年度からは、やはりお願いしたいのは日程的な余裕を持って、先ほど三輪委員も言われたように、本当に仕事を持って人、民間の企業で働いてる方が主ですから、その中で無理のない日程を組んでいただいて、配布をしていただくということを私は要望しておきます。

以上、要望です。

委員（三輪順治君） あえて言わせていただきます。確かに消防団の地域における活動を想定しますと、望ましいことではあるんですが、例えばこういう機会に要援護者の支援方法とか、あわせておやりになるんでしたら、もっといい効果が出ると思う。ひとり暮らしとか夫婦暮らしとか老老介護の世帯がわかれば、そういう情報こそ集めて、消防団が生きた消防団活動ができると思うんです。端末を取りつけに行って、わかる範囲がどこまででしょうか。もしおやりになるんでしたら、そこまで腹くくって団員にお願いし、そして今後の要支

援の対策をあわせてやっていくというような意気込みがないと、私は消防団の方々が疲弊するばかりだと思います。工夫をしてください。

以上です。

副市長（三宅生一君） 要援護者についての対策は、対策として改めてやっていきたいというふうに思っております。今回につきましては告知システムの配布、これに特化して消防団にはお願いしているということであります。

なおかつ、反省すべき点は、今まで皆様方がおっしゃったようにあるわけですし、非常に厳しい日程の中で無理をお願いしているということを、今後やらないということ徹底していきたいというふうに思います。

〈なし〉

〈リスク管理、危機管理について〉

委員（三輪順治君） 所管事務をあけてみますと3点目でございますが、リスク管理ということでございます。

今もテレビで昨年の大震災、原発事故を受けた対応のまずさといいますか、も浮き掘りに出ております。日ごろのリスク管理の重要性が今ほど問われている時代はないと私は思っております。そこで、何点かご質問をさせていただきます。

ここにありますように、行政業務、自治体業務というのは、市民との信頼関係が基本です。あつてはならんことがあったということで、テレビで、あるいはいろんな新聞で幹部の方の頭下げたり、あるいは謝罪の言葉は聞くんですが、そうならんための平時における対応こそが大切なことであつて、起きたらもうしょうがないと思うんですけど。でも、できるだけそれを未然に防止するという、その予防といいますか、あるいは起きても最小限にすると、これがもう大切なことなんです。それで、お尋ねいたします。

井原市におきましてリスクという危機管理という観点から、現状の認識としてリスク事象というものは、どういった局面にあるというふうにお考えでしょうか。まず、1点お聞かせください。

総務部次長（佐藤文則君） お尋ねのリスク事象ということでございますが、リスクというのはいろんなリスクという意味でとらえれば、例えば我々市役所というのは、あくまで住民福祉増進のために存するわけでございます。すなわち、住民福祉の向上を阻害するものはすべてリスクというふうにとらえていくなれば、例えば教育の現場あるいは福祉の現場あるいはスポーツ、健康、そういうあらゆる土木、あらゆる分野でリスクは存在するであろうと

いうふうに思います。

それと管理面、例えば市役所の我々の業務を執行していく上の体制上のリスクということであれば、それはまた市民福祉の増進とは別時点でのリスクの事象が存するというふうに思います。

あるいは自治体経営、これは企業経営も同じでございますが、経営資源というのは人、物、金でございます。人ということで考えるならばコンプライアンス、公務員倫理の問題、それと職員能力の向上ということですから、職員の能力が上がらないようなこと、阻害するようなものがリスクというふうなことになろうかと思えますし、当然、今先ほど倫理の面でダブるようになりますが、交通事故であるとか、飲酒運転であるとか、そういった面も入ってこようかと思えます。

それと物ということになれば、庁舎管理、すなわち庁舎の防火であるとか、中の器物の損壊を防ぐであるとか、十分な機能を施設に発揮させるための管理であるとか、そういった面でのリスクの管理というものもあると思えます。

あと金ということになりますが、これは当然市のほうでいいますと、税収と国、県の補助金あるいは使用料、負担金と、そういったものが出てくるわけですが。あと、どうしても借金に頼らないといけないということで、原則的には最少の経費で最大の効果を生むというのが原則でございますので、いかに税を漏らさないか、課税を漏らさないか、あるいは使用料のもらえるべきものをもらってないのか、また滞納を避けていくのか。あとは財政の健全運営ということで、夕張市がそのリスク、一番あらわれた顕著な例だと思えますが、そういった将来を見越した健全な財政運営を行っていくというような、あらゆる面で、管理面でいえばそういったことがありますし。

市の業務ということになると、やたらに広がってまいりまして、市民福祉増進については、リスクの存するところはあらゆる面であろうかと思えます。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。大変正しく表現していただきまして、正しいご認識をしていらっしゃるのであれば、平時における対応、今総務次長がおっしゃいましたこと、これは本当に市民との信頼関係で成り立つ自治体業務の根幹をなすところです。それにちょっと漏れ、私何か情報というのが一つありましたね、これは個人情報の漏えいとかということになったら大変なことなんですね。そういうことも含めて人、物、金、情報、これらを総合的に危ない脅威から守っていくと、これをかなり具体的に言われました。大変そのとおりだと思います。ぜひ、とりあえずこういうものを役所内部で、次長さんの頭の中のを吐き出していただいて結構ですから、役所内部で共有化して、各セッションともども自己点検を含めて、危ないところを洗い出して、一回どうですか、井原市におけるリスク管理事象の想定されるものを一遍一覧表にされたらどうでしょうかね。ご提案させてい

たきます。どうでしょうか。

総務部次長（佐藤文則君） ありがたいご提言ということで、検討はさせていただきたいと思えます。

委員（三輪順治君） 本当に一步前へ出た答弁だと思います。これは、確かに3年度の地震の脅威が、恐らくの予定では6月ごろに被害想定を込めて県から市のほうに示されるでしょう。これはもう防災計画とは別に、通常のリスク管理というものをきちっととらまえていて、その平時における体制を含めて、心持ちですね、それを引き締めていただくことが、先ほど言われましたように、職員の仕事の意味合いとか、市民に対する責任の度合いとか、確認する意味で大切なプロセスになりますので、ぜひひとつ前向きにこれに取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

そういう意味で、私はそういう形ができ上がり次第、市民への広報等含めましてやっていただきたいと思っております。関連しまして、今、市のほうから基本的なお考えをお聞きしましたので、このたびの田中美術館における盗難事件につきましては、冒頭、副市長、教育長、あるいは市長が本会議でもお述べになりましたように、深い陳謝と再発防止を言われました。これにつながっていくわけなんです。

私が一番危惧してるのは、全国の美術館関係者に井原の田中美術館のこの事象が知れ渡って、これから先の美術館運営に思いをはせたときに幾ばくかの不安を覚えるんです。確かに、こういった事象は二度とは起きてはいけませんし、管理体制にも十分意を使っていただかなくてもいいんですが、もう冒頭言われましたように、そういうことであるならば余計にそういうことをやっていただくことが、私は信頼回復への長い道のりでありますけれども、確実な歩みであろうというふうに思います。

したがって、今回のこの対応を、どうですかね、教育長、改めて、議会を通して言われましたけれども、市民に向けて、報道関係に対しても、処分の仕方を含めてこういうふうにしたということ、けじめをおつけになりませんか。

教育長（片山正樹君） 今のところ、そういった報道に対して、改めてけじめをという形で報道するという気持ちは持っておりませんが、最初に、井原放送等でおわびをさせていただきましたし、議会の中でもお断りで、方向性だけでしたがお伝えしております。

それから、処分に関しても、そういうふうに教育委員会関係の職員については、今は処分等も受けておりますので、一つのけじめをつけているんじゃないかというふうに思っております。

委員（三輪順治君） 井原の中ではいいと思いますよ。そりゃあ議会にも市長冒頭おっしゃられましたし、きょうにもこうやって話ことができました。私が最初言ったように、危惧するのは全国の美術館関係者なんです。ネットワーク通して何かあるんですか。そういった全国

美術館ニュースとか何かそういった形で、このたびの不祥事における原因と対応策とか、これありますか。あったら、そこで発信されてはどうですかねえ。

文化課長（藤井 護君） 今回の全国の美術館の関連と申しますか、連携ということに関してであります。こういった事件が起こりました当初、こういった防災についてのマニュアルですとか、心得とか、そういったものの紹介を各、全国的な美術館のほうへ問い合わせしたんですけれども、なかなかそういったことについては情報の提供が、今現在はありませんでした。したがって、それぞれの美術館でそういった危機管理についてのマニュアルは持っているとは思いますが、それぞれの全国での美術館の防災に関する共有のところまでは現在のところ行ってないようであります。

委員（三輪順治君） 起きたことはもういたし方ないと思いますので、もう言いませんが。結局、井原に対するイメージが、この田中の盗難事件を通して思われてる関係者、特に私の知る範囲では、学芸員同士の信頼関係で美術品の交換なんかも行われとるような実際があると思います。ですから、今回この美術館の関係の学芸員は本当にご苦労されたと思いますよ。出品された方も本当に怒られたと思いますよ。この怒り心頭の中で、会期をあと何日間か残された、これは立派なことだと思います、そこまで説得されたことは。でも、私が逆の立場だったら違う発想しとるかわかりません。それぐらい事はデリケートな、あるいは重大なんです。ですから、それはその方を通して以外にも、やっぱり美術館としては常に情報発信して、今後こういう、もうしっかりするから安心してくれえと、時間かかりますけど地道にやってください。ぜひお願いしたいと思います。

それに関して、先ほど処分が出たということですが、これ処分は公表の対象にはならないのですか。

教育長（片山正樹君） 今回の処分については、公表の対象外ということで、公にしておりません。

委員（三輪順治君） 総務部のほうにお尋ねしますが、懲戒処分、特に公務に関して地公法の28条、特に29条、懲戒処分。私の理解では、人事院が公務に関する処分については公表指針の中にあつたやに思うんですが、いかがでしょうか。

総務部次長（佐藤文則君） その懲戒処分の手続に関して定めを持っております。その中で懲戒処分、この中で免職、停職、減給、戒告とございます。その中で、重い分から今申し上げたわけですが、停職以上の場合は公開ということにいたしております。市のほうの基準としてはそうなっております。

委員（三輪順治君） 私の手元に、平成15年の懲戒処分の公表指針ということで、人事院が発表した資料があります。もうご存じでしょうから、あえて読みませんが、プライバシーとか第三者に関係ある者以外は、公務にかかわつての処分は、今おっしゃった停職を含

め戒告それから減給、これを含めて処分されるというのは原則だそうですよ。井原市の処分基準、公表基準というのはどこに行きゃあ見れるんですか。

総務部次長（佐藤文則君） 基準として文書持っておりますので、総務課に来ていただければお見せできます。

委員（三輪順治君） 人事院と違うところがありますか。

総務部次長（佐藤文則君） 全くイコールではないと思っております。

委員（三輪順治君） その処分の基準は、どこで決められたですか。

総務部次長（佐藤文則君） うちのほうで委員会を持っておりますので、そちらのほうに諮って基準を定めております。

委員（三輪順治君） 先ほどのリスク管理、市民との信頼関係とも関連しますので、あえてお願いしたいんですが。総務課へ行きゃ見れるということではなくて、きちっと決めてあるものならば、処分の公表指針について、議会のほうに資料としてお出しいただきたいと思いますが、委員長、よろしくお取り計らいください。

委員長（河合建志君） 委員の皆さん、今の三輪委員の見解に対して、委員の皆さんどのように考えられますか。

委員（大鳴二郎君） 今言われたように、総務課へ来れば見れるというんなら総務課へ行ったらどうですか。

委員（森本典夫君） 全議員に配付をすることに問題なかったら、配付していただきたいと思います。

委員（三輪順治君） 私は、何もかにも出してほしいと言ようらんです。その職務に関して、ですから市民の信頼関係が基本ですから、その個人のプライバシーがあるでしょう。例えば個人的なプライベートなことはいいですから、職務に関しての基準をお願いしとるんです。それはちょっと確認のために言うときます。

委員長（河合建志君） 職務に対する基準を示してほしいということを言われています。それで、三輪委員、森本委員さんは、議員全員にその基準となるものを配付してほしい。それから、大鳴委員さんは、総務部へ行って閲覧すると。

委員（宮地俊則君） 私は、大鳴委員の意見に賛同します。

委員（坊野公治君） 私は、大鳴委員。

委員（川上武徳君） 私も。

委員（乗藤俊紀君） 資料提供、差し支えない程度で出していただきたい。

委員長（河合建志君） 現在、委員の皆さんで諮りまして、総務部で閲覧するという方が多数を占めましたので、そのように決定いたします。

委員（三輪順治君） あわせて確認というか、ちょっとご意向を確認しますが。この時代

だからこそ、リスク管理や防災計画やいろんな危機事象に対する対応が求められると思います。井原市におきまして機構組織等について、まだ一切の情報は私たちに与えられておりません。来月、新年度から新しい年度が始まりますけども、組織機構に関して特にリスク管理、安全管理、安全対策について何か具体的な組織体制のお考えがあれば、もしお差し支えなければご発表をお願いしたいと思います。

総務部長（長野 隆君） 現在検討しているところでございます。

委員（三輪順治君） わかりました。

〈なし〉

〈その他〉

〈なし〉

委員長（河合建志君） ないようでございますので、以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら、発言をお願いします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして、いろいろ終始ご熱心にご議論いただきました。なおかつ、適切なお決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

議論の中でいろいろなご意見あるいはご提言をいただきましたが、今後の施策の推進に生かしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

委員長（河合建志君） 執行部の皆さんには、大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

〈議会への提案〉

委員（大鳴二郎君） これは、記入日が11月1日ということですが、きょうまで割合かかっていますけど、どういうことですか。

それから、回答というけど、こりゃどっから回答来たんです。

次長（渡邊聡司君） 本件につきましては、ここにごございますように、11月1日に記入されたということで、美星国保診療所から回収してきたものです。

本件につきましては、議会の提案につきましては、すべて正副委員長で取り上げる、取り上げないというのをまず第1段階でチェックいたします。取り上げるものにつきまして、広聴広報委員会でのどの委員会に振り分けるかということを決めさせていただきます。それをもって全協に諮って、最終決定で協議先を決めさせていただきます。

ここで、11月1日という投函日なんですけど、実際これ回収された日というのはちょっとわかりませんが、これを最初広聴広報委員会でのどの委員会へ振り分けるといった協議をしたのかですが、実は12月16日の広聴広報委員会で、直近の広聴広報委員会がこの日でした。それについての全員協議会が12月19日、12月議会の閉会日に全協開きまして、その場で協議する委員会を決めさせていただきました。

その後、総務文教委員会開催しとりませんので、開催日もあったんですけど、ちょっと時間も遅くなったりしましたので、本日の総務文教委員会で協議するというので、正副委員長と相談いたしまして、きょう上げさせていただいてるものでございます。

なお、このときに協議しました案件については、建設水道委員会でも1件ございまして、建設水道委員会では2月議会の開会日に協議をされておるところでございます。

そういった状況でございます。

委員（三輪順治君） 建設水道委員会における本会議の当日ですね、どういう議論がなされました。聞かれていますか。

これ違う案件じゃ。

委員（森本典夫君） これはまた違うじゃろ。

建設水道のほうでは1件あったけども、それはそのときに済ませましたという意味、今言われたのは、次長が。

委員（三輪順治君） この内容は、確かに子供の牛乳のことであるんだけど、実質内容これ見ると、機械がないんでしょう、この対応する。つまり、酪農家にとって大切なハードウェアの整備が、これやっぱり横たわっておるんで、なぜ総務委員会に持ってこられても、例えばその見積もりにしても、調達方法にしても、関係者の方のご意見も聞かずにいけんדרうし、これはちょっと取り扱いに苦労しますね。所管委員会、総務委員会でいいんでしょうか。私は、ちょっと読んだ瞬間にそれを感じております。

委員（森本典夫君） 給食だからいいと思います。

委員（三輪順治君） 給食はわかるんですよ、読めば、給食はご努力で。だから、子供の給食をするためには、今何が無い、あればこんなことは書かれなくて地産地消が進むんだけど、これは多分川上武徳委員が詳しいので、ちょっと説明していただけますか。どのような状況でこうなっとんのですか。

委員（川上武徳君） 機械が古くなって、牛乳の生産がやりにくくなっているのが現状で

あります。そんな中で、もしかのことがあると困るという形の部分が農協のほうで出て、施設をかえるのに農協が見積もりしたのが約4億円ぐらいかかるというとのことで、農協が後ずさりをするというのが現状です。

委員（三輪順治君）　　そういうことがやっぱりベースなので、国や県や市のいろんな制度、こういった新しいメニューもできておりますから、事業主体がどういうふうになるかということとか、お金をどうやって工面するとか、融資のことを含めて一遍ちょっと、JAですか、見積もっておられるんですか。ちょっとJAのほう。ですから、これは総務委員会が余り中に突っ込まずに、私は建設水道委員会のほうの、つまり産業支援、1次産業の関係だと思いますので、そちらのほうに、大変悪いですが、牛乳は牛乳で考えるんですが、それが解決したら牛乳は自動的に解決しますので、私の意見は、これは総務文教で対応すべきでない、私は思います。

委員（宮地俊則君）　　ちょっと私の記憶違いだったら申しわけないんですけど。この、ほぼ似た内容、大鳴委員、一般質問でされませんでしたかね。

委員（大鳴二郎君）　　この委員会でしたら。

委員（宮地俊則君）　　あっ、失礼、委員会でこれと同様の内容を議論した記憶があるんですけど。そこで回答、ほぼこれに対応する回答に近いものがいただけてたというふうに記憶があるんですが。

委員（三輪順治君）　　議事録、事務局ありますか。

委員（大鳴二郎君）　　ここの総務文教委員会で、多分執行部に聞いたと思うんです。そのときに、私の記憶が薄いんですけど、今機械が古うなるとるから、もしもそれ古い中しよったら物が落ちたら、牛乳の中へ落ちたら弱るからストップしとると、それと入札があったのに、そのときに農協の方が入札に行とらんから、今言う美星牛乳が小学校へ行くのができんようになったということをやちょっと記憶しとんですけども。

委員（森本典夫君）　　安全・安心の牛乳を飲むためには、ここへ書いとるようなことがあるとまずいということになるんだらうというふうに僕は思うんですが。そういう意味では、今大鳴委員が言われましたように、そういう事情もあって美星牛乳に戻ることができないという状況なので、そういうふうな回答をしたらどうでしょうか。

委員（三輪順治君）　　現状を受けての回答はそれでええと思いますよ。ええと思いますが、これから先、TPPも視野に入れながら、あと井原の乳業のあり方、それから後継者の育成、酪農産業の振興、6次産業化、いろんなもろもろを考えて、やはり経済という視点でこれを機に、問題の発端は子供たちの牛乳ということであるんですが、多くのことを含んでおりますから、私はやはり建設水道のほうで基本的な産業のあり方を軸にご検討いただいたほうが、私はすっきりしますね。

委員（森本典夫君） ちよつとうったてからいいますと、12月16日の広聴広報委員会で総務文教でやってくれという話があって、ここへ出たわけですが。三輪委員のほうから、うちで扱うべきじゃないと、建設経済へという話ですから、その点で委員さんのちよつと意見を出してもらうて、ここでやるべきかどうかというのをもう一回確認して、それでやるべきでないということになれば、今言われたような形でまた戻すということになると思いますけども、一応広聴広報のほうでこういうふうが決まってるわけですから。ですから、ちよつとそこらあたりを委員長諮っていただいて、ここでええんじゃねえかという、この内容からいけばですよ。今三輪委員が言われたことも、それ確かにあると思いますけども、この書かれとる内容でいけば、僕はここでやりゃいいというふうに思ってますけども、そういう、うちでやるべきでないという話がありますんで、ちよつとそこらあたりを議事進行していただきたいと思います。

委員（乗藤俊紀君） その前に、ここへ書いてありますね。井原の人たちが美星だけ、ずるいという話も聞いています。これはどういう意味です、ずるいという話聞いてます。

これはもう、僕らにはわからんわな。

委員（川上武徳君） 学校給食自体が、美星の小学校は美星の牛乳を対応しとる。

委員（乗藤俊紀君） それがずるいというのは、どうしてずるいというんですか。

委員（川上武徳君） そりゃ美星だけという話で。というんがその牛乳、味の問題か、そりゃわかりませんが、個人的にいろいろありますけど。

委員（乗藤俊紀君） 低温殺菌と高温殺菌の違いじゃということ、言うてみりゃ。

委員（川上武徳君） その辺があります。

委員（乗藤俊紀君） あ、そうですか。

委員（川上武徳君） 美星牛乳のほうが。

委員（乗藤俊紀君） これ、市民の声を聴く会で、私1班じゃったんですが。美星へ行ったときに、この牛乳を、美星牛乳が小学校にないと、だから美星牛乳を入れてほしいという市民の声でもあったんです。ところが、よく聞いてみると、美星牛乳は児童・生徒の数を賄うほど生産力が少ないような話が出たんです。そう出たなあ。量的に実際は少ないんじゃないん、そこを見きわめとかんと、やれえ言うても、その生産が間に合わんのなら、生産量が足らんのならやりようがないという話になると思うんです。そこら、川上委員は何ぼかご存じじゃったら、ちよつと参考のために知らせてもらやあ。

委員長（河合建志君） 川上委員、今の乗藤委員の根本的な問題を受けて、お答えください。

委員（川上武徳君） 生産が間に合わんというか、生産量が少ない量と、機械自体の性能もあるのと、それと機械自体を修理しながら今でも続けていっとる。その更新の部分が話

が出たんじゃけど、機械の分が一応何年か前に出たんじゃけど、その出た見積もりが4億円という形で出とって、中の施設もいろいろ変えにゃいけんという形もあって4億円が出て、農協自体が運営しようるんじゃけど、その4億円自体は農協だけじゃどうもならないというて、今も現状で続きようる、古い機械そのまま。

委員（乗藤俊紀君）　ということになれば、ここで議論して、美星はもとの美星牛乳配ってほしいと言われても、物が無いわけですよ、数量が。ないということになれば、そういうことも含めて答えを出さにゃいかんと、どこでするか別として。もとへ戻りようがないんでしょ、それ、生産が間に合わんのなら。ほんなら、3年生までは美星牛乳で、4年と5年と6年は明治牛乳飲めとか、そういうことにはならないと思うんですよ。

委員（川上武徳君）　今の現状、小学校だけじゃねえかな。

委員（乗藤俊紀君）　また、その機械の問題もあるから、その辺の。

副議長（井口 勇君）　この件につきましては川上武徳さんが言われたとおりで、私が聞いたのは牛乳というんが大きいのはできる、小さい、学校給食、小さいほうはその設備が間に合わんでなくて、設備が老朽化しているから修理して使っとんで、いつとまるかわからんということで、後が受けられんということで。

委員（三輪順治君）　量はあるんじゃけ。

副議長（井口 勇君）　量はある。せえで、大きいのはして出しようんです。500かな、少し大きいやつ。小さいのをする機械が古うなとん。

委員（森本典夫君）　200ぐらいのとか。

副議長（井口 勇君）　はい。そのように聞いとります。

委員（乗藤俊紀君）　それは、もうその事実を回答、総務じゃ建設じゃ言わんで、ここでもうわかっとんで、物理的に無理な話なら、もうそういう結論出して、検討をしたらいいんじゃないですか。

委員（森本典夫君）　そのとおり。

委員（大鳴二郎君）　言うたように、ここの委員会でここへ、言うとの載っとりますから、これをもう参考にしてから返答したらよろしいが、もう、と思います。

委員長（河合建志君）　わかりました。

大鳴委員さんが言われました回答をもとに返答をいたします。

ちょっと私今宙覚えしていませんので、そういうことにさせていただきます。

それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員（三輪順治君） 何事も現状を見るだけで判断してええものと、今後先の井原の産業のあり方を考えて、時には英断を下さないけん場合もあるんで、私は今言うたように、そもそも井原の産業は1次産業が11%程度の方が従事されてるわけで、これからも井原の特産品をどんどんやっていかにゃいけんということもありますから、総務委員会で結論としてそうであれば従うんですが。ぜひ、農業の振興、畜産の関係含めて、これは建設水道委員会にも情報をお与えて、もし議論の余地があるんならやってくれということをお委員長お伝えください。お願いします。

次長（渡邊聡司君） 先ほどありましたように、12月の委員会で大鳴議員さんが美星牛乳について諮りましょうという質問されております。その際、なぜ出ないかという問いに對しまして、給食センターのほうから回答がございましたので、これを朗読させていただきます。

牛乳につきましては、それは県の保健体育課が入札というようなことでやっております。平成21年までは、岡山西農協さんが美星に限り入札にされておって、提供してくれてました。しかし、平成22年からは、岡山西農協さんがその入札に参加されないということで、保健体育課が井原と同じ明治牛乳を平成22年から導入していますという回答でございました。

それから、先ほどいいましたように、委員さんからもあったんですけど、保健課の福祉センターとしましては、そういった入札に応札がないので対応ができませんという回答でございました。

委員長（河合建志君） 渡邊次長が朗読されました件を回答とさせていただきます。

委員（森本典夫君） 論議の中でどうしてこれ問題じゃということになれば、また一般質問等々がありますんで、その中で取り上げていただいて、執行部の考えをただすということが一つだろうと思いますんで、そういう意味でも頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それから、きょうの論議を聞きよりまして、いろいろ数字的なことを具体的に聞かれるときに、持ち合わせてないというのがいっぱいありました。そういう意味では、発言やいろいろ意見、要望、こういう案を出された方は、前もってこれだけは数字的なことは聞くからよろしく頼むという話を前もってしとかんと、今回みたいに絶えず資料がありません、資料ありませんということになるんで、そういう意味ではちょっと前もって数字的なことをお尋ねするんじやったら、言っとけば持ってきてると思います。すべてを持ってくるわけにいきませんから、向こうとしては。

ですから、きょうの論議を聞く中で特にそれ強く感じましたんで、前もって数字的なことを、これだけは必ずつかんでおかにゃいけんというようなことも、そらあつて持ってくるだ

ろうと思いますけども、小さい話になるとなかなかそういうふうになりませんので、数字的なことを聞くんでしたら前もってちょっと耳打ちしていただいて、これだけは聞きますから、ぜひ持ってきてくれえよという話をしとかなないと、スムーズな進行にならないというふうに思うんで、ちょっとその点強く感じましたんで、委員全員の問題として、そういうことも頭に入れながらいろいろ論議をしていったらいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりちょっと感じたところを言っておきます。

委員（三輪順治君） 反論するわけじゃないんですが、実はこの質問は事前に、本会議の当日に議題が決定され、執行部のほうにも議長名からお出しになってまして、私も担当部長に、もしわからんことがあったら聞いてくれえよということは言うとります。

それと、そもそも本会議も含めて資料的なものがわからないという点は、それはそれこそわからないまでもないんだけど、僕は今までの経験上、理事者のほうが手元に資料をほとんど置かれてないでしょう。僕は、この姿勢に問題があると思う。予想される想定問答は当然して理事者が臨むべきですよ、委員会とか議会に。何もかんも数字、これを聞くから、あれを聞くからというのは、これはとってもじゃないけど、展開上不可能なことに近いんですよ。

だから、森本委員がおっしゃるのはようわかるんですが、委員ばかりのほうじゃなくて、執行部のほうにも委員長のほうから伝えていただいて、当然事前に予告もしますから、案件を。唐突に言ようるわけじゃないんですよ。ですから、その点含めて、お互いをもっと緊張、緊張感あるんで、資料がないからわからんというような答えはすなということをして市長から言うてもろうて、各理事者に。それぐらいの気持ちで委員会、本会議に臨んでほしいということ強く申し入れてください。

委員長（河合建志君） 責任重大ですね。

委員（三輪順治君） はい、よろしくお願いします。

委員（森本典夫君） 言われることは確かにそのとおりです。となると、ここへざっと積まにゃいけんようになるんですね。それが本当にできるんかどうかということも問題がありますんで。実際たくさん数字的なことを聞いたら、持ち合わせがありませんというのが返ってきてようるわけで。そういう意味ではそういうのもすべて、100%いかなくても九十何%まで答えられるような書類を持ってこうとすれば、そりゃもう大変なことだろうと思いますが。三輪委員が言われるのは全くそのとおりで、それだけのことは想像して、連想もしながらこれだけは持っていかにゃいけんというふうな話で、最大限持ってきてもらって、それでも論議の中で聞く予定でなかったのが、論議をする中で、これはどうしても聞かにゃいけんというのものもあると思うんです、今回だって。だから、それはそれで仕方がないというふうに思いますけども。

そういう意味では、今三輪委員が言われましたように、今回の論議の中で資料を持ち合わせないということがあったんで、そういう意味ではそういうことができるだけないように、執行部のほうも関係書類を持ってきていただきたいという話は、そりゃ当然していただいて結構ですし。それでも流れの中でどうしてもこれだけは聞かにゃいけないというのは、そりゃ通告してなくても、これは聞きますからということを書いてなくても、そりゃ当然仕方がないということがありますんで、それは向こうがしっかり資料を持ってきてれば、そういうこともずんずん少のうなってくるでしょうし。そりゃ責任重大と委員長言われましたけども、責任重大ですので、そのあたりは、今回特にそういうことがありましたんで、ぜひそういうことができるだけ少なくなるような資料を持ってきてくださいというのは、そりゃ結構なことだと思っんですよ。大変だろうと思いますけど。

委員長（河合建志君） ただいま三輪委員さん、森本委員さん、お二方のご意見、別段折衷案ではありませんけども、よくその真意を執行部のほうへ委員長としてお伝えしておきます。

委員（三輪順治君） よろしくお願ひします。

委員長（河合建志君） はい。

〈なし〉

委員長（河合建志君） 回答案の作成につきましては、委員長にご一任願ひたいと思ひます。

〈異議なし〉

委員長（河合建志君） そのように了承を得ておきます。

それから、先ほど執行部より資料提出の回答を得ておりますが、委員の皆様のご了承を得たいと思ひます。

県からの移譲の資料でございます。

〈異議なし〉

委員長（河合建志君） これで議会への提案については終わります。

閉会に当たり、議長何かございましたら、お願ひします。

〈議長あいさつ〉

委員長（河合建志君）　以上で総務文教委員会を閉会いたします。